

第四章 中世の芦屋

第一節 鎌倉時代の芦屋地方

源平合戦と芦屋

治承四年（一一八〇）二月、平清盛はそのむすめ徳子（高倉天皇の中宮建礼門院）の生んだわずか三歳の皇

子を立てて安徳天皇とし、待望の外祖父の地位にいたった。ここに平氏政権の独裁的支配は頂点に達した。同じ

年六月、清盛は摂津の福原に都を遷した。清盛は、はやくから海上交通、とくに日宋貿易の拠点として兵庫の大

輪田泊わたのどまりに着目し、その開発に力をそそいで貿易港とした。これにともなうて、その付近には平氏一族の別荘もつ

くられ、福原遷都の背景が形成されていたのである。当時、港としては神崎川河口の河尻かわじり（尼崎市）が名高く、

西海筋からの諸物資はほとんどこの河尻に集中し、ここから川舟に積みかえられて淀川をさかのぼっていた。こ

の輸送路は、平安時代の中ごろには確固たるものとなっていた。そして、この河尻に加えて、清盛の兵庫港の開

発により、芦屋・打出・西宮など摂海沿岸はその発達をうながされた。福原の都はわずか数か月後、十一月には

廃され、ついで翌養和元年（一一八一）閏二月うらふら、清盛も死んだが、このころ芦屋地方もいわば平氏の勢力下にあ

ったといえよう。

福原遷都の直前、五月には、以仁王もちひとが平氏討伐の兵をあげ、諸国の源氏へ挙兵決起を呼びかけた。その挙兵

は、清盛のためたちまち失敗に終わったが、これを契機として、八月には伊豆国で源頼朝が、九月には信濃国で木曾義仲が挙兵するなど、反平氏勢力は大きくなっていった。さらに十月、頼朝追討の平氏の大軍が富士川の戦いで敗走したとの報知に、尾張・美濃・近江・若狭などで源氏に味方する勢力が抬頭してきた。また、以仁王の挙兵以来、興福寺・延暦寺などの兵力を牽制するあまり、清盛は長子重衡しげひらに命じて南都を攻撃し、興福寺・東大寺を焼き討ちにした。ここに平氏は、諸国の反平氏勢力と寺院勢力を敵にまわし、いよいよその独裁支配は瓦解の様相を示すことになる。

寿永二年（一一八三）五月、北陸にあつた義仲追討の平氏の軍勢が越中で敗走すると、義仲はこれを追つて逆に京都に迫つた。そのため、七月、平氏はついに安徳天皇と神器を奉じて西海へと都落ちする。しかし、義仲の都における人気は悪く、後白河法皇は義仲に平氏追撃を命ずるとともに、頼朝の上洛をうながした。頼朝は自ら上洛せず、弟の範頼のりたか・義経よしのぶを派遣し、翌三年正月、義仲を近江の粟津に敗死させた。法皇はその直後に、義経らに平氏追討の宣旨せんじを与えた。

一方、西海に落ちた平氏は兵を盛り返し、その正月には、讃岐の屋嶋から福原に入り、再び入京する勢いを示した。二月はじめ、範頼は西国街道、義経は丹波路から、それぞれ福原・一の谷に平氏を攻めた。このとき、範頼は京都から摂津昆陽野こやのに着し、一部を菟原郡打出村に出し警戒にあたらせた。『西撰大観』に記しているが、『吾妻鏡』などには該当する記事はみあたらない。しかし、地形上、芦屋地方は当然範頼軍で占められ、平氏勢との間にはげしい戦いが行なわれたことは想像される。一の谷の戦いに敗れた平氏は、翌四年二月の屋嶋、

三月の長門壇の浦の合戦で、ついに滅亡し、以仁王の挙兵以来、五年におよぶ内乱は終わりを告げる。

源平合戦の最中、摂津・河内源氏などの畿内武士たちの活躍もみられる。なかでも摂津の多田行綱は、摂津・河内を横行して勢力を張った。清盛の盛時には平氏に属していた行綱は、義仲の軍勢が京都に迫った寿永二年七月には、河尻付近を押さえる行動に出た。このため、平氏は西海逃亡路をさえぎられることをおそれ、あわてて都落ちするにいたったのである。しかもこのとき、後白河法皇方では、神器の安泰をねがって、行綱にその奪還をはからせている。阪神地帯をにぎった行綱の勢力のほどがうかがわれるであろう。いずれにせよ、源平合戦には当地方は重要な軍略の地となっていたであろうし、それだけに地元に住民たちは不安におののいていたのであった。

蒙古襲来と摂津への影響 文永十一年（一二七四）、弘安四年（一二八一）の二度におよぶ蒙古の襲来は、

舞台は北九州であったとはいえ、摂津国にも少なからぬ影響を与えた。

蒙古の皇帝フビライ（元の世祖忽必烈）は、至元三年（一二六六―文永三年）、属国とする高麗を通じて、日本を服属させるための国書を送ろうとした。その国書が高麗人潘阜によって九州の大宰府に届けられたのは、文永五年正月であった。鎮西奉行・大宰少式武藤資能は、事の重大さに驚き、いそいで国書を鎌倉へ送った。幕府も処置にこまり、二月、京都の朝廷へ奏上した。評議の結果は、蒙古の要求をしりぞけ、返書も出さないことに決定した。しかし、属国として朝貢せよ、そうでないと武力で征服するぞ、という国書に対して返書も与えないのであるから、わが国としてはとうぜん蒙古の襲来を覚悟しなければならなかった。二月末、幕府は西国の守護

人にあてて御教書を発し、防備の準備を命じている。

その後たびたびの元からの使者へも、幕府は返書を与えなかった。ついに文永十一年十月、元・高麗の日本遠征軍は対馬・老岐を侵略し、二十日朝から博多湾沿岸に上陸した。日本軍は、武器・戦闘法などの相違にとまどい、大いに苦戦させられたが、敵将劉復亨を射とめて重傷を負わせたうえ、夜陰の強風雨のため敵の軍船がことごとく破船や撤退したので、かろうじて難を切り抜けた。

文永の役以後元の再襲は必至とみられた。幕府は、元の宣諭日本使杜世忠らを斬り殺し、九州沿岸に石塁を築くなど、はつきりと元と敵対する決意を示した。はたして弘安四年（一二八一）五月、第二次日本遠征軍は対馬・老岐を侵し、六月六日博多湾に迫ったのである。六、七月、激戦がくりかえされた。しかし、七月三十日の夜半から翌閏七月一日にかけて大暴風雨が通過し、敵船はほとんど漂没してしまった。元側の記録では、十中の八九まで故国に帰還することができなかった、と伝えている。

元は再征にも失敗したが、第三次遠征を決して断念したわけではなかった。三征は結局は実現しなかったけれども、日本側としてはこれに対していよいよ備えを固めなければならなかった。異国降伏の祈禱は、次項にも述べるように、その重要な行事であったが、これに関連して撰津国に棟別銭が課せられたことは、当地方の住民にとっても切実な影響であった。弘安七年（一二八四）五月十七日付の「撰津国棟別銭請取状」（箕面市、勝尾寺文書）は、これを物語るものである。

〔端裏書〕

「東寺棟別銭口弘安七年五月十七日 年行事尊縁」

請取 摂津国棟別錢貨事

合拾貫文者

右且所請取如件

弘安七年五月十七日

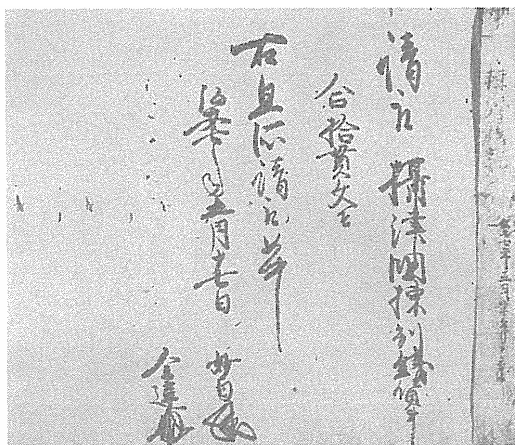


図134 弘安7年摂津国棟別錢請取状（勝尾寺文書）

妙 円（花押）
全 蓮（花押）

同じく翌八年七月十六日付の「合拾貫文」の棟別錢請取状も残っている。棟別錢というのは、もともと皇居や社寺の造営・修理などのため、朝廷から全国または国郡を指定して、家々の棟ごとに賦課した臨時税である。これより先、弘安五年（一二八二）二月、沙門憲静が、異国降伏の祈禱を行なうため、荒廃していた京都の東寺の修造を發願し、そのための勸進、つまり募金の認可を朝廷に申請した。同年九月、朝廷は五畿内の国司に対し、憲静が神社仏寺・権門勢家領を論ぜず、家々棟別に一〇文ずつ勸進し、それを東寺塔婆とうば諸堂造営料に用いることを許すように命じた（弘安五年九月十日付太政官符、勝尾寺文書）。この場合、名目は勸進であるが、実際には強制的な賦課であった。右にかかげた史料は、

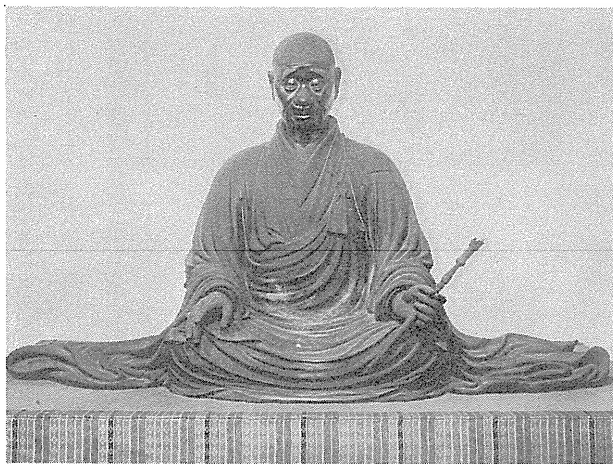


図135 叡尊木像（西大寺所蔵）

その請取状であつて、当地方の住民もとうぜんその一部を負担したわけである。住民たちにとって、これが一番身近かな影響であつたのである。

叡尊と菅屋

蒙古の使者潘阜が国書をもたらして以来、京

・鎌倉をはじめ、諸国の神社や寺院では、異国降伏の祈禱がしきりに行なわれた。なによりも神や仏にすがらうとするのが、当時の時代感覚であつた。朝廷も幕府も、くりかえし各地の社寺に祈禱を命じた。摂津の国中の社寺も、もちろん例外ではなかつた。

都に近い石清水八幡宮は、源氏の氏神、武の守護神と仰がれ、

ここでの祈禱はことに盛大をきわめた。なかでも、大和西大寺

の思円上人叡尊が、弘安四年（一二八二）閏七月一日、この神

前で行なつた祈禱は名高い。すでに八〇歳を越えた叡尊の長時

間にわたる修法は、まさしく神の感応したまうところと、人々に深い感銘を与えた。はたして一〇日ほどして、

西国からの早馬は敵船覆滅を報じてきた。その暴風雨は、ちようど叡尊の祈禱と時を同じくして起つていたので

ある。これこそ八幡大菩薩の“神風”でなくて何であるう、と人々は語りあつた。神風説はこのころできあがつ

ていたのである。

叡尊は南都仏教の律宗を中興し、民衆救済に力をつくした名僧で、諸国をめぐって戒律の復興と普及につとめた。諸人に菩薩戒（菩薩道に精進するものが受持すべき戒律）を授けること一〇万人に及んだという。芦屋付近では、尼崎・西宮にもしばしば立ち寄り布教している。文永の役の翌年、建治元年（一二七五）八月には、西宮・広田社で大法会（ほうえ）を営み、異

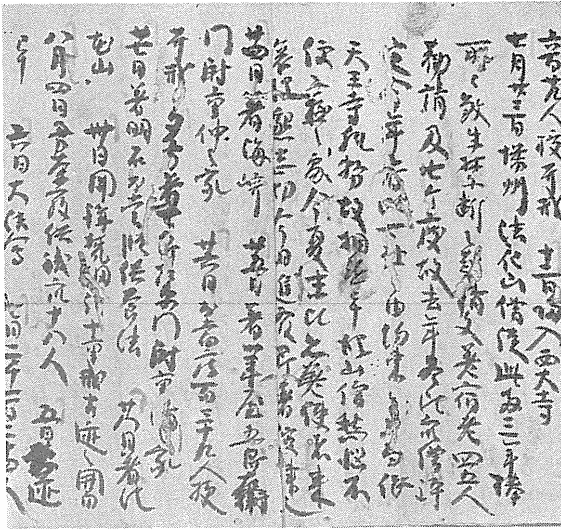


図136 感身学正記（思円上人一期形像記）
叡尊の行状日記で、葦屋に関する部分（西大寺所蔵）

国降伏の祈願に熱誠をささげた。

弘安八年（一二八五）八五歳の叡尊は、招かれて播磨の法花山一乗寺におもむくため、七月二十三日淀の津に出て、二十四日「海崎」（尼崎）に到着し、一泊。翌二十五日には葦屋五郎左衛門尉重仲（あしやごろうさむねのむねよ）の家に着き、当夜はここを宿とした。二十六日には地元の葦屋庄において住民一三九人に菩薩戒を授けた。夕刻、同じ葦屋庄の葦屋七郎左衛門尉重清の家に入った（感身学正記）。

この葦屋庄や葦屋氏については、これ以外に徴すべき史料がほとんどないのはつきりしない。葦屋庄が、皇室領、ことに長講堂領ではなかったかと思

われることは、改めて第三節で述べるが、具体的にどの地域であったかも明示できない。しかし、葦屋庄が当芦屋地方に存在した荘園であったことはまちがいないし、そこには葦屋氏という一族が勢力を持っていたことが知られるのである。葦屋氏は、在地の荘官級の大名主なまじゆであったと思われる。

ともかく、叡尊がわざわざ立ち寄り、葦屋氏一族を中心に二三人という多数の住民に菩薩戒を授けるほどに、この地方は一応の発展をみせていた。もつとも、叡尊は戒律を授け、殺生を戒めたのであるから、海に生業を持つ者が多かったこの地方の住民に、その教えがどれほど納得され、浸透して行ったであろうか。それはいささか疑問であるとしても、このように庶民が進んで仏教に帰依する導きを与え、信仰を授けた叡尊の功をのみがすことはできない。

悪党の活躍 「悪党」と呼ばれるものの活躍がはげしくなってきたのは、蒙古襲来、文永・弘安の役以来である。このころから、悪党は全国各地に発生し、その横行は放置できない社会問題になってきた。幕府ももちろん悪党追捕ついでにとめたが、なかには地頭・御家人たちで悪党と結托するものもあらわれるなど、なかなか実効はあがらなかった。

悪党というのは、要するに現存の社会秩序を破壊する徒党を呼んだものであるが、その発生の理由は複雑であり、その形態も多様である。すでに、朝廷による公家的秩序もしだいに衰え、幕府による武家的秩序もゆるみ、一方、商品経済の進展、貨幣の流通につれ、荘園経済の性格が変化し、荘園村落の古い秩序はより動かされつつあった。村落内部では、流通経済と結びついて、既存の秩序・権力に反抗する農民が成長した。かれらが徒党を

くんで既存の秩序や統制を暴力的にかき乱すとき、悪党と呼ばれたのである。なかには、体制からはみ出して、たんなる海賊・山賊となるものもあり、また年貢を押妨するなど莊園領主の支配に敵対し、政治権力に対抗するものもあらわれた。

鎌倉時代の末ごろの悪党蜂起のありさまを語るものに、『峯相記』の一節がある。播磨の峯相山鶏足寺の老僧が語るところを記したもので、このころには各地で海賊・強盗・山賊が横行し、手におえないようになった。かれらは、衣裳・武器・兵具、なに一つまともなものもなく、とても人間とは思われないかっこうをしている。一〇人・二〇人と党をくみ、城に籠もるかと思うと、寄手に加わり、あるいは敵をひき入れ、無節操で誓約など守らない。平常はばくちや小盗を仕事とし、守護の取締りにも従わず、日ましに倍増している。幕府は地頭・御家人を遣わして播磨国内の悪党の在所二〇余か所を焼き払わせたが、効果はなかった。嘉暦（一三二六〜九）のころには、その振舞いは天下の耳目を驚かすほどで、警固の守護も、追討の武士も、かえてその権威をおそればかるばかりであった、という。このような状況は播磨だけでなく、摂津でも同様であった。摂津は経済的に先進地域であっただけに、流通経済からんだ悪党の多いのが特色でもあった。

弘安三年（一二八〇）、春日社領垂水西牧榎坂郷（豊中市）では、春日社から遣わされた神人（神社に奉仕する下級の役人）ら三〇人が、郷民からさんざん殴打刃傷をうけ、奉持した神木は折り捨てられてしまった。本所である近衛家の使者も打ちすえられた。このはげしい反抗の目的は神供米の不納であったが、その一部には三国川の運送権の問題も含んでいた。しかも中心人物は、左近衛尉を名のる助村というもので、助村は多額の貨幣を持つ富裕な名主層の

ものであった（豊中市史第一卷）。

正応元年（一二八八）、粟生・萱野（箕面市）の「土民」が悪党化し、武器兵杖を帯び、勝尾寺の山麓において、京都清水坂舜静院の院主尊観上人が勝尾寺曼荼羅供大阿闍梨として参勤する途中を襲い、所持物等を奪い取った。この悪党はただの物盗りではなかった。中心人物の十郎兵衛は、近衛家領粟生荘の累代の土民であったが、たんなる土豪的農民ではなく、京都の商人の所従としてその保護と援助をうけて商業を営み、また朝廷の兵衛府とも関係を結んでいたものであった（箕面市史第一卷）。

応長元年（一三二一）、問丸の兵庫島鑄物師辻子掃都允と阿波国小勢津の商人徳琳法師らが、兵庫の関所に押し寄せ、関所使者神人を打擲刃傷したうえ、船や雑物を強奪した。その「悪行ほとんど海賊を越える」ものとして守護所へ訴えられた（簡井寛聖所蔵東大寺文書、尼崎市史第一卷）。ついで正和四年（一三一五）、広範圍の悪党が連合して兵庫関に乱入する事件がおこった。

兵庫関乱入事件と芦屋地方の悪党

正和四年十一月、延暦寺の僧治郎卿律師良慶をはじめとして、九〇余名の悪党が、東大寺の管理する兵庫関に乱入し、物資掠奪をほしのままにし、守護使と一戦を交えるまでにいたった。この悪党の中には、芦屋地方の打出を本拠とする後藤右衛門尉・有熊右衛門尉・清左衛門尉の三名が含まれていたのである（内閣文庫所蔵、棋津国古文書）。

悪党が襲撃した兵庫関は、当時どのような状況下にあっただろうか。兵庫関は南北の両関があり、南関は興福寺、北関は東大寺の所管であった。鎌倉時代の後期になると、朝廷が社寺の造営費用を援助するため、定期

間を限って、関所の津料徴収権を特定の社寺にゆだねることが多くなった。津料というのは、港津に設けた関所を通過する船や貨物に課した税で、升米・目銭・艘別銭などを総称して呼ばれた。関所の設置や津料の徴収の背景には、莊園年貢の輸送が海上を通じてさかんに行なわれ、そのため流通経済が大いに発達していた事情があった。

兵庫関に津料徴収権を獲得していた東大寺は、延慶元年（一二三〇）十二月、あらためて無期限に、石別一升の升米および置石（おきいし、港修復の石材徴集のために課した津料）の徴収権を獲得した。それ以来、東大寺は兵庫関や尼崎（いちのす）の一洲関などで、従来（東大寺）の津料をさらに増徴したり、新たに新関を設置したり、しだいに特権を拡大していった。そこからあがる収入は、東大寺八幡宮料・塔婆造宮料・東南院修造料などの名目で、東大寺経済に大きく寄与していた（東大寺）。このようなことは東大寺に限ったことではなく、大社寺はおしなべて同じ方向をたどっていたのである。

大社寺の関所の津料徴収権拡充のため、もつとも被害をうけた者は商業・交通輸送業にたずさわっている者たちであったことはいまでもない。関所に対する敵意が彼らの間に高まっていたことは、先にあげた応長元年（一二三二）の兵庫関襲撃事件や、また正和三年（一二三四）大出崎離宮八幡宮油座神人たちが、神崎・渡辺・兵庫以下の諸関津料の不法と免除を訴え出ているのをみても明らかである（離宮八幡宮文書）。正和四年に発生した悪党の兵庫関乱入事件は、このような状況下でおこったのである。

事件の張本は治部卿律師良慶をはじめとして、成林房因幡・勝歳房大進その他の延暦寺の悪僧たちであった。当時比叡山の山僧の中には、「出僧借上（かあせ）」と呼ばれ、金融その他の流通業に関係している者が多かった。彼らも

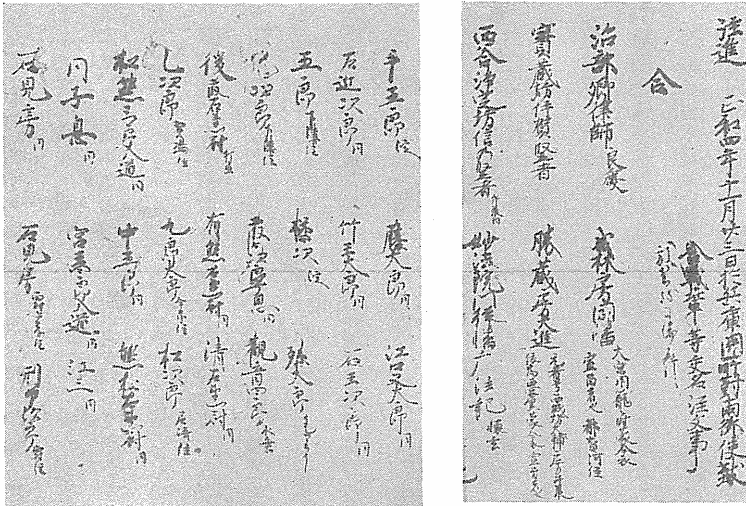


図137 正和4年兵庫関悪党乱入交名注進状の首部と中部（内閣文庫所蔵）

そのような存在であり、東大寺との間に複雑な対立感情をもっていたようである。しかも、このうち二名は、「衾宣旨」衾宣旨とは、犯罪人を追捕するために、犯された宣言の一種を受けた、いわば指名手配中の悪僧であった。彼ら悪僧に動員された悪党たちの住所は、兵庫・輪田・打出・西宮・尼崎・加島の摂海沿岸一帯から、淀・芋洗あらい・下津など淀川上流にまでおよんでいる（摂津国古文書所収 悪党乱入交名注進状）。兵庫から京都までの水上交通の幹線にそっており、彼らはどうぜん商業・金融業・交通輸送業者か、それにむすびついた者たちであったと考えられる。広範囲の悪党連合が成立したのもそのためであったろう。

打出の悪党後藤右衛門尉・有熊右衛門尉・清左衛門尉も、そのような存在であったろう。打出の地は、尼崎・西宮を経て中国地方へと通じる中国街道と、西国街道（京街道）の合流地点で、いわば交通の要衝であった。この点から、この地方に商業・輸送業者の発展することは自然のなりゆきであったといつてよい。

打出の悪党・後藤右衛門尉

それでは、兵庫閨乱入に参加した打出の後藤右衛門尉・有熊右衛門尉・清左衛門尉の三名は、一体どのような系譜をもった人物であったのだろうか。有熊・清の二者は全く不詳である。しかし、後藤右衛門尉については、直接の史料はないが、多少の推測ができるようである。そのために、まず事件の発生した前後の播磨国でおこった二、三の出来事に注目してみよう。

正和二年（一一三二）、六波羅探題から播磨国の悪党の乱妨狼藉を停止させよとの命が下った。同国広峰社で大別当職をめぐって争いがおこり、それに乘じて山僧実光坊玄運らが悪党と結托して広峰社の財物を掠奪したので、それをおさえさせるためであった。この掠奪を働いた悪党の中に、後藤左衛門尉という人物がくわわっていた。ここでは、彼の出自・身分は明確ではない。

そこで、播磨国の後藤家についてみると、承久の乱（一一二二）のとき、宇治川の合戦に幕府軍として活躍し、その功績で同国安田庄を安堵された後藤二郎兵衛尉という人物がみえる。安田庄を基盤として、この地方ではかなりの勢力をもっていたようである（後藤文書）。ところが、正和年間ごろ、後藤家は大きな転換期をむかえた。当時の後藤家の惣領は左衛門尉基任であり、同国の安田・曾我部・中村の三郷の公文職を有していた。そして、正和四年には、嫡子彦太郎頼任が相続した。ところがこの惣領頼任は、わずか二年後の文保元年（一一三一七）に惣領を失脚した。理由は文盲であったためである。文盲ならば、とても惣領、つまり一族の長としての統率者たりえない。長たる者の致命的な欠陥であった。惣領制の下では、一族の長たる惣領の権限は絶大であった。すべての累代財物・所領などは、ほとんど惣領たる嫡子に相続され、そのほかの子孫には相続されることはなかった。

その惣領が文盲ならば、庶子・一族はしだいに離反していくことは十分に考えられるところである。

正和二年に広峰社に乱暴狼藉を働いた悪党後藤左衛門尉も後藤家の庶子か、あるいは一族であったかも知れない。とすると、左衛門尉が悪党化したのは、以上のような後藤家の内部事情が作用していたとも思われる。また、後藤家そのものが悪党的活動をもっていたとも想像される。

以上のような、正和年間の播磨国の状況と後藤家内部の事情を考えると、随分うがった見方ではあるが、兵庫関に乱入した悪党のうち、打出の後藤右衛門尉は、おそらく播磨国の後藤家の庶子かその一族ではなかっただろうか。播磨の悪党後藤左衛門尉と打出の悪党後藤右衛門尉は、ひよつとすると同一人物であるかもしれない。時的にも同じ正和年間のことである。ただ、播磨国と当芦屋地方とは多少距離的にへだたっている。しかし、当時の悪党活動の性格がすこぶる機動力にあふれたもので、その神出鬼没的な行動ぶりからしてみると、この距離の差はさほど問題になるものではない。ほぼこのころ、播磨の豪族赤松円心の子範資たちが、尼崎の城に居住していた例もある(赤松記)。

とにかく、後藤右衛門尉は打出を本拠とする商業・金融業・輸送業者(打出は地理的にみて輸送業者とするのが妥当であろう)と武力的援助関係を結んでいたか、あるいはそのような業者に割り込んで何らかの得分権をもっていたかのいずれかであろう。そして彼は播磨国安田荘に勢力をもつ後藤家と関係があったとなし得るかもしれないのである。

第二節 南北朝内乱と芦屋地方

要衝の地、芦屋

正和四年（一二二五）に悪党が跳梁したその一〇数年ののち、天下は世をあげて内乱の様相を呈していた。平安時代以来、平和な景勝の地として都人に親しまれた芦屋地方は、いままさに戦火を浴びようとしていた。鎌倉時代もその末期には、京都の公家は後醍醐天皇を中心ごたいごに権力奪回に奔走し、また幕府に不満をもつ全国の武士はそれぞれの利益からいっせいに蜂起したのである。当地方もこれに巻き込まれて行った。ひとたび動乱の渦中となるや、戦塵はどうていぬぐいきれるものではなく、内乱の一大戦場となつていった。当時の芦屋地方の在地勢力の動向を語るものは何も残っていないが、天下を競う戦乱の舞台となつたのは、当地方の地理的立地条件にかかわっている。

芦屋地方、とくに打出は古来から交通の要衝であつた。京都から西へ下る旅人は西国街道（京街道）を芥川あくたがわ（高槻市）・昆陽こや（伊丹市）をへて、ようやく海を目のあたりにしたのはこの地であつた。その感慨が「打出の浜」、
「津の打出」という言葉に示されている。そして、中世において最も重要な港津であつた兵庫の津と、西宮・尼崎・難波津とを結ぶ中国街道の路線の中央をしめていた。西国・中国両街道は、いわば産業道路であつたところから、国家の大動脈であつた。この両道は打出で合流する。つまり、西国街道が山沿いに北東へ、中国街道が海岸沿いに東方へと、それぞれ打出から伸び広がつていた。

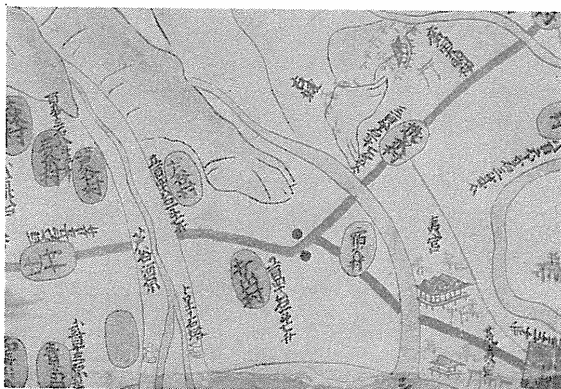


図138 近世初頭の摂津国全図にみえる街道
(西宮市立図書館所蔵)

江戸時代にも、「打出の浜は北は山、南は海なり、西宮より十八町西なり、小清水（越水）という宿より打出は未申ひらね（西南）なり、京都より兵庫へ下れば、海辺に出る始め、京より十三里なり」と紹介されている。また、鎌倉時代の『続古今和歌集』の中に

明けわたるあしやの浦の波間よりほのかに廻る紀路の遠山

前大納言たみえ為家

と詠まれたように、当時の人々にこの地の特徴はよく知られていた。当地方から東には、摂津の武庫・川辺平野が広がり、対岸には和泉・紀伊の山々を眼中にすることができ、北には六甲の山脈が、戦乱時に要略の地として注目されることになる。

当時、政治の実権を握ることは、京都を掌中にするか否かにかかっていた。それには、二つの地理上の前提がある。一つは山城国と摂津国とを境する大山崎の地、いま一つは、当芦屋地方である。まずこの二つの関門の地を勢力下にする必要があった。西国・中国諸国の諸勢力が京都を制するには、まず当地方から摂津の武庫・川辺平野を勢力下におくことが第一条件であった。したがって、当地方がその争奪のため、しばしば激戦地となったのは当然のことといえる。

このため、営々として農耕にいそしむ農民は、はなはだしく苦しめられた。戦いのたびごとに、農民は放火・掠奪・暴行などの被害をこうむった。南北朝内乱期は、芦屋地方の住民にとつて、まさに暗黒の世といつてよい。

元弘の乱と芦屋地方

鎌倉時代の末、しゅうほうめい正中元年（一二三四）、後醍醐天皇の倒幕計画は事あらわれ、近臣日

のすけとも野資朝がその責任を負うて一応おさまった。この失敗にもかかわらず、天皇はふたたび計画を進めた。尊雲（護良）・尊澄二皇子を天台座主ざすに任じて叡山の僧兵勢力をまとめ、天皇もまた春日社・東大寺・興福寺や延暦寺に行幸するなど、ことに社寺勢力の掌握につとめた。反北条氏の武家や未組織の武士たちの結集も、ひそかに進めていた。ところが、げんこう元弘元年（一二三二）五月、その企ては幕府の知るところとなつて近臣たちが捕えられた。

八月、天皇は幕府が天皇の廢立を行なおうとするのをみて、にわかにながさかを逃れて笠置寺（京都府相楽郡）へこもり、軍を起こした。大和・河内・伊賀・伊勢ながら援軍が集まったが、河内からは楠本正成が参加し、赤坂城に護良親王を迎えて幕府勢に対した。しかし、笠置は九月に陥り、天皇は捕えられ、ついで十月に赤坂城も陥つて、護良親王も楠本正成も姿をかくした。騒動はこれで鎮定されてしまったかにみえた。

翌元弘二年三月、後醍醐天皇は隠岐へ、尊良親王は土佐へ、尊澄法親王は讃岐へ配流となつて、あいついで京都を出立した。『増鏡』によると、天皇は七日に京都を發し昆陽野（こやの伊丹市）に泊まり、八日あしやの松原を眺めつつ西下した。『異本伯耆卷』によると、同じく八日、尊良親王は打出の浜に宿った。そのとき、供の二条為明は、明日この同じ旅宿に尊澄法親王も泊まるであろうとて、

いとせめて浮人やりの道ながら同じやどりと聞ぞ嬉しき

という歌を書きつけて残した。翌日、尊澄法親王はこの宿に泊まり、その歌をみて、

末までも同じやどりの道ならば我いきうしと思はまじかは

と書きつけた、という。その旅宿については今日知りえないが、交通の要衝打出であるから、その浜には旅宿とすべきしかるべき家があったことであろう。

この年の冬、ひそかに反幕勢力の組織化を進めていた護良親王は吉野で、楠木正成は赤坂・千早ちはやで兵を起こした。これに応じて、諸国に反幕勢力が蜂起してきた。播磨国佐用庄さよののりやうの豪族赤松円心則村あかまつゐんしんのりむらもその一人で、護良親王の令旨りよしじをうけて兵をあげたのである。

赤松円心はまず、幕府方の西国勢が六波羅ろくはらの催促によつて上洛しようとする進路を断つた。ついで、千早城攻撃で手薄になっている京都を襲うため、兵庫に出て摩耶山に城をかまえた。播磨の太山寺たいさんじ(神戸市垂水区)の衆徒も、護良親王の令旨をうけて、こぞつて赤松勢に加わつた。元弘三年(一三三三)閏二月十一日、六波羅勢は摩耶城を攻撃したが、赤松勢は逆襲してこれを敗走させた。赤松勢優勢のまま、三月十一日には豊島郡てしまの瀬川せがわ(箕面市)で合戦し、余勢をかつて赤松勢は京都に入り、三月十二日の京都合戦となつた(太平記)。『太山寺文書』によると、この間、閏二月十五日兵庫合戦、二十三日尼崎合戦、二十四日坂部村合戦さかべむら、三月一日摩耶山合戦のあつたことが記されている。芦屋地方は、この戦乱で踏み荒らされたのであつた。

芦屋地方の武士が、この戦いにどのように反応したかは全く不明である。しかし、次のようなものもあつたこ

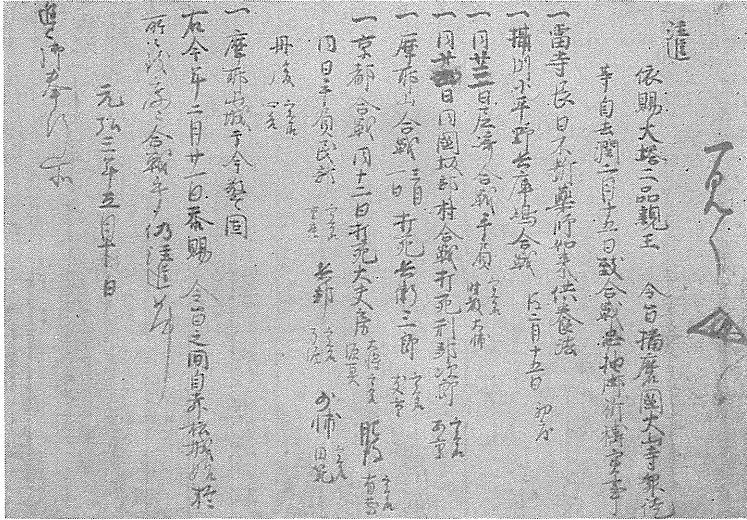


図139 元弘3年太山寺衆徒注進状（太山寺文書）

とを記しておかねばならない。三月十二日の京都合戦で赤松勢は六波羅勢に撃退されるが、三月から四月にかけては、京都において六波羅攻略の激戦がつづいた。この間、三月二十八日大山崎（京都府乙訓郡）で赤松勢に参加し、四月三日京都西七条で六波羅勢と戦い、同八日竹田河原での合戦で奮戦した者の中に、摂津国の住人芦屋三郎兵衛尉という人物がいた（後藤文書）。その素性はわからない。先述のように、弘安八年（一二八五）叡尊（えいそん）が芦屋に立ち寄り菩薩戒（ぼつがい）を授けたとき、葦屋五郎左衛門尉重仲や葦屋七郎左衛門尉重清ら葦屋庄に勢力のある葦屋氏がいた。したがって、芦屋三郎兵衛尉というのは、この葦屋氏の同族・子孫と考えてよいものであるかもしれない。

とにかく、このような情勢のうちに、元弘三年閏二月二十四日、後醍醐天皇はひそかに隠岐を脱出し、伯耆国の豪族名和長年（なわながとし）を頼って京都へ向かおうとしていた。この年四月、関東から討伐軍を率いてきた足利高氏（たかとし）（尊氏）

は、丹波の篠村しのぶで幕府に反旗をひるがえし、赤松円心らとともに五月七日六波羅を攻めほろぼし、関東でも新田にった義貞が五月二十一日鎌倉を陥れ、ついに鎌倉幕府は滅亡した。六月、京都に帰った後醍醐天皇は、新政権を樹立するにいたったのである。

建武の争乱と打出合戦

後醍醐天皇の建武けんむの新政は、天皇親政の公家政治の復興をめざして始められたが、公武の不和、論功行賞の不公平、土地問題処理の渋滞、重税の賦課など、いたるところに不平・不満を生んでいた。期待を裏切られた人々、とくに武士たちの間には、武家政治の復活を望む声が高まっていった。かれらは、征夷大將軍を望んでかなえられなかった武家の名門足利尊氏のもとに、しだいに集まっていった。尊氏の動向は注目の的となった。

建武二年（一三三五）七月、関東で北条時行ときゆき（鎌倉幕府の執権しやくけん北条高時の遺子）が乱を起こした。尊氏は、これを鎮定するため関東へ下ったが、そのまま鎌倉にとどまり、十一月、ついに反旗をひるがえした。後醍醐天皇の新政は、わずか二年でくずれることとなったのである。十二月、尊氏は、追討に下ってきた新田義貞を箱根はこねで打ち破り、東海道を攻めのぼって、翌三年正月十一日京都へ入った。後醍醐天皇は難をさけて叡山にこもった。新田義貞・楠本正成・北畠顕家きたはたけんからは力を合わせて、二十七日に尊氏を京都付近で破ったので、尊氏は逃れて丹波に走り、ついで摂津にむかい、二月三日兵庫に着き、ここでふたたび京都へ進撃する態勢をととのえることとなった。こうして、新田・楠木・北畠らの軍勢は尊氏追討にむかい、尊氏勢も出陣して、二月十日・十一日の両日にわたり、打出・豊島てしま河原の大合戦となったのである。



図140 楠町にある楠公戦跡碑

二月十日には、尊氏勢と楠木勢とのあいだに打出合戦があった。『梅松論』によると、追いつ返しつ終日戦い、勝敗が決しなかったが、夜に入って正成はなにを思ったか撤退した、という。戦いの様子は『太平記』の方がくわしく、ことに西国から舟で漕ぎつけた新手中、天皇方の伊予の土居・得能氏と、尊氏方の周防の大内・長門の厚東氏との戦いぶりを記して、小勢の土居・得能が大内・厚東の大軍をつきやぶり、打出宿の西の端に陣した尊氏の弟直義めがけて殺到したので、直義は兵庫へ逃げた、と書いている。しかし、『太平記』は、二月十一日の豊島河原（箕面市瀬川付近）における新田勢と尊氏勢の合戦を、これより先、六日のこととし、戦線が東から西へ移って、七日

にこの打出合戦があり、これで天皇方の勝利となって、尊氏が西海へ逃れるという筋書きになっており、この辺の日付や構成には誤りが多い。もともと、両軍にわかれてこの合戦に参加した地方の武士は、かなりの数にのぼったようで、それを語る軍忠状なども残っている（石見御神本兼宗・薩摩国分友光・豊前大友直貞軍忠状等）。それらによると、合戦の場所は、打出・打出浜・打出山・西宮・西宮浜などと記しており、戦いは打出浜から西宮浜にかけてを中心として展開されたとみられ、この地方が軍事上重要であったことをよく示している。

二月十一日の豊島河原の合戦に破れた尊氏は、九州へ逃れた。しかし、はやくも五月、兵を集めて勢力をもちかえし兵庫に迫った。迎えうつ新田・楠木軍と戦って正成を敗死せしめ、ついで敗走する義貞を追って京都へ

入った。やがて尊氏は光明天皇を立て、叡山にこもっていた後醍醐天皇を迎えて讓位を請うた。十二月、後醍醐天皇は逃れて吉野に入り、ここに南北朝の対立となったのである。

足利尊氏・直義の打出浜合戦

足利尊氏は、暦応元年（一三三八）八月、北朝から征夷大將軍に任ぜられ、足利幕府をひらいた。しかし、その政権は容易に確立されなかった。幕府は有力守護大名の連合といったかたちであったし、南朝という対立政権があつて、しばしば戦いをくりかえさねばならなかったからである。一方、南朝では延元四年（暦応二年）八月、後醍醐天皇が京都還幸を夢みつつ崩じ、後村上天皇が立った。天皇は先皇の遺志をつぎ、楠木正成の子正行・正儀らの協力をえて、足利勢に対抗したのである。

ところが、正平三年（一三四九―貞和四年）正月、高師直ら足利勢が、河内の四条畷で南朝の主將楠木正行を戦死させ、ついで吉野に攻め入り、後村上天皇は紀伊にのがれた。このため南朝の勢力はいちじるしく衰え、足利政権がようやく確立するかにみえたが、このころから足利氏の内紛、諸大名の分裂が顕著になってきたのである。

尊氏は側近の高師直・師泰兄弟を重用し、師直・師泰も權威を弄することが多かったので、尊氏とその弟直義のあいだはしだいに不和となり、諸大名も両派にわかれて争うようになった。このため直義は一時南朝に降り、正平六年（一三五二―観応二年）正月には京都に攻め入った。尊氏は丹波・播磨に敗走し、やがてふたたび京都をめざして兵庫にいたった。かくて、尊氏・師直・師泰軍と、これを迎える直義軍とのあいだに、二月十七日、打出浜の大合戦がおこなわれることとなった。

この戦いのありさまもまた『太平記』にくわしく記され、尊氏の部将葉師寺次郎左衛門公義のごときは、直義方の畠山国清・石塔頼房勢いしとうよりみきに駆け入り、打出浜いしろうりまきの東から御影浜の松原まで、一六度もとっては返して戦ったとい



図141 芦屋打出浜（昭和初期撮影）

い、激戦がくりかえされた。これをしのばせる両軍の軍忠状なども多く残っている。しかし、結局は尊氏側の惨敗に終わり、師直・師泰も負傷した。そのうえ、将士の直義方に降るものもあいついであられ、尊氏も一時は自殺を決心せねばならないほどであった。二十日、尊氏と直義とのあいだにようやく和議が成立し、二十六日には尊氏は兵庫を発つて上洛したが、その日、師直・師泰は武庫川堤の近くで上杉能憲に要撃され、あえない最後をとげたのである。

この後、摂津は南北両朝勢の争奪の地となり、ことに北朝方の摂津守護赤松光範と南朝方の楠木正儀などのあいだに戦いがくりかえされ、互いに勝敗をかさねていったのである。このため、芦屋付近はしばしば戦禍にみまわれ、この地方の住民は安らかな日とてなかつたのである。

第三節 芦屋地方と荘園

荘園制の進展と葦屋荘

摂津の国は古代、せつしき摂津職が置かれたところで、けいし京師と同様にとくに重要視された地方であった。ことに今の阪神地方は、九州の大宰府だざいふに通ずる重要幹線に沿い、九州・中国・四国地方の調・庸ちようようの輸送と官吏の往来が集中したところであったから、早くからいわゆる先進地区であった。農業経営も早くから進み、かなり熟田化した肥沃な地方であったため、古代末期に荘園制が進展するとともに、この地方の領有形態は細分化し、社寺領の荘園も入りくみ、そのうえ院官領の皇室領や摂関家などの貴族領があつて、いずれもここにその權益を設定していたらしい。しかし、芦屋地方に関しては、古代末期から中世初期にかけての荘園に関する記録・古文書などが逸亡してほとんど見るべきものがなく、いまその領有關係を明らかにしたいものがある。

鎌倉時代、弘安八年（一二八五）西大寺の叡尊が、葦屋庄の華屋五郎左衛門尉重仲や葦屋七郎左衛門尉重清のもとに宿つたことは、先に述べた。この葦屋氏は、葦屋庄に勢力をもつ在地の荘官級みょうしゆの大名主であつたろう。とここで、それより三六年后、鎌倉末の元亨元年（一三二一）五月四日、沙弥法一げんどうというものが、摂津国葦屋庄の地頭職じとうしきとして幕府から与えられた名田みやうでんのうち上田參町を勝尾寺に永代寄進している。自分たち夫婦の現世安穩・後生善所と一切衆生の平等利益のため、法華經千部転読てんたくを望んだのである（勝尾寺文書）。葦屋庄の地頭沙弥法一については、これ以外になにも知られていない。したがつて、たとえば法一が葦屋氏とどのような關係にあつたのか、

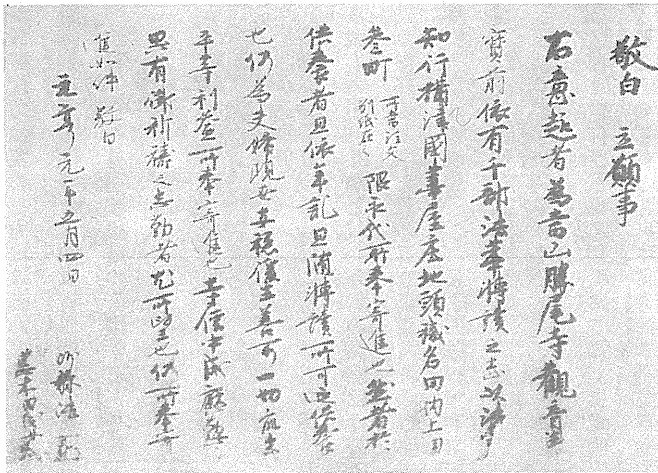


図142 元亨元年葦屋庄地頭沙弥法一田地寄進状（勝尾寺文書）

また地頭として現に葦屋庄に住んでいた御家人であったのか、それとも他に住んでいて葦屋庄の地頭職だけをもっていた御家人なのかも、はっきりしない。とにかく、鎌倉時代に葦屋庄が存在していたことはわかるが、それがだれに属する荘園であったか、その本所・領家もほとんど明らかでないのである。

皇室領葦屋庄

もともと芦屋地方は農業経営が進み、そのうえ都からも遠くない地であったため、早くから皇室領として官田に指定され、勅旨田・御厨などが設けられ、後には皇室財産として後院領（天皇讓位後のための所領）などに定められていたのかも知れない。葦屋庄については、あるいは鎌倉時代から皇室領であり、かの有名な長講堂領（むねこうどう）の一部ではなかったかと考えさせるものがある。

長講堂とは法華長講弥陀三昧堂の略称で、その法華経を長日講読するための供料となるべき所領が長講堂領である。なかでも史上に名高いのが、後白河法皇の御所であった京都六

条殿の中に置かれた長講堂に付属した皇室領で、後白河院を本所とした後院領などを中心とした莊園であった。院政時代では院の勢力はほとんど絶対的であったから、その所領も諸国にまたがり広大なものであった。後白河院の崩御の後、これは皇女宣陽門院に伝わり、さらに後深草上皇の手に渡り、つづいて伏見院・後伏見院に引きつがれ、永く持明院皇統の管領するところとなった。

応永十四年（一四〇七）三月、院庁宮前筑前守益直が注進した「宣陽門院御領目録」の「長講堂領」の中に、
撰津国菅屋荘 大光明寺
年貢米百石

とある。「菅屋荘」というのは、すでに後白河法皇崩御の前年、建久二年（一一九一）の長講堂領の目録（島田文書）にもみえており、これは『和名抄』の菟原郡布敷郷の地で、いまの神戸市東部、菅合・小野浜の辺であろうという説もある。しかし、「菅」の文字はなお研究を要し、判定しがたいものがあるが、他の文書と勘合してあるいは菅屋荘の誤字と思われなくてもない。すなわち、室町時代中期と推定される「撰津国寺社本所領并奉公方知行等」と題する文書（内閣文庫所蔵）によると、

伏見大光明寺領 菅屋荘 不知行

と記されている。大光明寺は、大光明寺陵すなわち北朝の崇光天皇の陵墓のあるところで、中世末まで持明院皇統で厚く信仰された名刹であって、大光明寺領は崇光天皇の子孫に伝領されたところであった。

ところで、右の「撰津国寺社本所領并奉公方知行等」という文書は、諸社寺中貴族のもっている撰津国内の諸莊園を五二条にわたって記し、それぞれに「当知行」か「不知行」かを注している。このうち実に七割以上が

「不知行」となっている。しかも、葦屋荘をはじめ、いまの阪神地方に包括される昆陽・都賀・瓦林・杭瀬・浜田・弘井・橘・棕橘・福原・輪田・富松・菟原は、いずれも不知行地となっており、不知行のものは大徳院領橘御園地頭職などと蓮華王院領小屋上分米などの二件にすぎない。これは、一五世紀ごろにはこの地方でも、在地の名主や大名などの抬頭によって社寺や貴族の所領荘園が崩壊しつつあったことをよく物語っている。もともと、知行とは土地の直接支配を示す語で、いったんある土地を知行しても、なんらかの事情で客観的に知行の事実をなくしたとき、これを不知行といった。この不知行地は、ある条件の下に、もとの占有の権利を復活する効力の存するものであった。寺社本所領の不知行地は、いかなる場合でも当知行者に譲り渡すことを禁ぜられていた。しかし中世末では、実際には在地の名主・大名らの実力者に侵害されて有名無実となっていたのである。

北野社領蘆屋荘

一五世紀後半の史料によると、京都の北野神社の荘園として蘆屋荘があらわれてくる。いつ、どのような事情で、北野社領蘆屋荘が成立したのかはわからないが、文明五年（一四七三）二月の「北野社領諸国所々目録」（北野神社文書）には、「撰津国蘆屋荘」が挙げられている。さらに、「北野社家引付」の長享三年（一四八九）六月五日の条には、北野社の「社領撰州蘆屋庄」の前年度の「算用状」が記されている。それによると、蘆屋庄の年貢は、三五石六斗五升で、これに三石一斗二升を毎年付け加えることになっており、合計三八石七斗七升である。そのうちから、当年の不作の損免九石七斗五升四合を引いており、さらに荘園内の諸経費として、法応寺仏性米（仏にそなえる米）三石六斗、地下引物四石、井料一石、政所給（荘園管理事務所の経費）一石を例年どおり、また職事給（荘官の給料）一石三斗、スミ・コモの代二石四合一勺、その他を引いて、残りは一一石八升七合で、この米を銭にかえ

て七貫八一五文と計算されている。そのほかに、毎月の夫錢（労力奉仕のかわりに課せられる錢）として月別一貫八〇〇文があげられている。

このうち法応寺仏性米とある法応寺は、あるいは法恩寺、すなわちいわゆる芦屋廢寺のことではなからうか。もしそうであるとすると、仏餉米（ぶつこうまい）が供されているのだから、法恩寺はこのころ健在であったことを物語ることになる。また、北野社領蘆屋荘の具体的な地域がわかっていないのであるが、法恩寺を含んだ一帯であったと考えやすいことになるかもしれない。

北野社領蘆屋荘が、その後どうなったかも明らかではない。「撰津社領人給分等」と題する中世末の文書（小野晃嗣所藏文書）では、北野社が撰津榎並莊上東西分・下東西分および郡戸莊（いずれも不知行地）を領していることが記してあるが、蘆屋荘に関する事情は知るべくもない。なお、市内の芦屋神社は、北野神社と同じく菅原道真を祭神とする天神社であって、あるいは北野社領にちなむものであろうか。

神祇伯家と蘆屋 宝町時代には神祇官の長官である伯の職は世襲となり、神祇伯家（白川家）ができ、神祇官の管下に残っていた官社を伯家の所領化してしまった。芦屋に近い広田・西宮社および社領も、伯家領の莊園のようになっていたのである。

ところで、神祇伯「忠富王記」（宮内庁書陵部所藏）の明応五年（一四九六）正月十四日の条をみると、吉書（きつしよ）を西宮・同神郷・葦屋・恒富・難波の五か所へ遣わしている。明応十年正月十四日、文龜三年（一五〇三）正月十四日にも同じ記事がみえ、これは毎年正月十四日に行なわれる恒例のことであったと思われる。これに対して、地元からは

吉書の祝物として通常、西宮・神郷・蘆屋はそれぞれ米二斗・錢二〇〇文（二〇疋）、恒富は一斗・二〇〇文、難波は一斗を伯家に届けている。このことは、明らかにこれら五か所が伯家領となっていたことを意味している。ことに西宮預所ゆかりじころと記している場合があるのは、一般の荘園と同様に、伯家が領家で、西宮社が預所という関係にあることを示している。蘆屋も恒富・難波も、荘とは記していないが、荘園的に伯家領化されたものであった。それらはもともと、広田・西宮社の社領であったと考えられる。

蘆屋が広田・西宮社の社領になったのは、いつにはじまるか明証はないが、おそらくかなり古くからのことであつたらう。そして、すでに応永四年（一三九七）、神紙伯資忠王が、往古より神領である広田社領西宮境内の神郷の田畠をみだりに寺院に寄付していたので、足利義満がこれを禁じている（社記）。その禁令にもかかわらず、

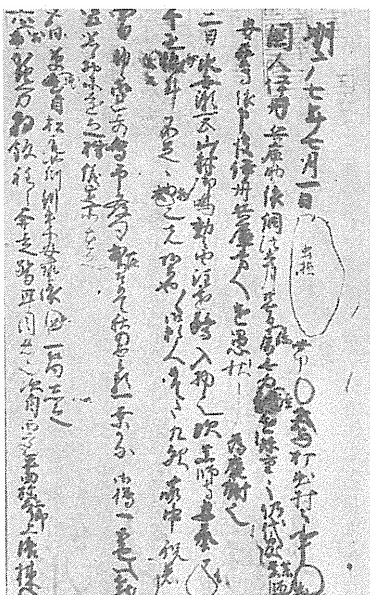


図143 忠富王記 明応7年7月1日
（宮内庁書陵部所蔵）

同十七年には、業定王が広田社領西宮片寄のうち一町を大徳寺（大徳寺）如意庵（にようあん）に寄付している例もある（文書）。さらに、忠富王や資氏王の両代には、広田社領のうち所々に散在する田畠を売却したり、質に入れたりしていた。延徳二年（一四九〇）、幕府がこれを禁じてもどさせた例もある（白川家文書）。広田・西宮社領蘆屋の地についても、このようなことがなかったとはいきれない

いのである。

なお、「忠富王記」^{なかつとみぎ}の明応七年（二四九八）七月一日の記事によると、このころ西宮と打出村のあいだに争いがあり、伊丹兵庫助というものの調停で、六月二十七日無事に落着いている。忠富王はその注進をえて「珍重々々」と喜び、代官薬師寺安芸守の言に従って伊丹兵庫助に褒謝状を出した。伊丹兵庫助は、伊丹を本拠として成長しつつある土豪・国侍である。薬師寺安芸守は、伯家の西宮代官であり、また摂津守護細川氏の被官（家臣）であった。戦国の世ともなると、神紙伯家も、有力な武士を頼って在地の権益の確保をはからねばならなかった。この前後、摂津守護代薬師寺氏をたのんで西宮代官としているのは、そのためであった。こうしてみると、打出村と西宮との争いは、かなりの事件であったように思われるが、その内容はわからない。しかし、芦屋地方では戦国時代末の天文二十四年（一五五五）にはげしい山争いがおこり（第四節参照）、それが江戸時代中期までくりかえされ、住民にとつて歴史的な大事件となっている。この山論の一半は、西宮の社家郷が芦屋庄（この場合、芦屋村と打出村）の持山を押し領したという問題であった。そうすると、明応七年の打出村・西宮の争いは、この出論のさきだけではなかったかと思えてくるのである。

以上に述べた鎌倉時代の葦屋荘、長講堂領葦屋荘、大光明寺領葦屋荘、北野社領蘆屋荘、神祇伯家領蘆屋が、具体的にどの範囲の地域であったか、それぞれがどのような関係にあったかなどについても、なお断定する史料を欠いているのは遺憾とせねばならない。

第四節 戦国の世と芦屋地方

応仁の乱と擾津

南北朝の内乱以降、守護の力が増大し、守護領国制といわれる領国支配が展開されることになった。守護は鎌倉時代には国内の軍事・警察をつかさどるだけであったが、いまや実際上国内の行政・司法・徴税・軍事などのすべてにわたる権力をにぎり、地方領主化していわゆる守護大名となった。しかも一人で数国の守護を兼ねるものもあり、幕府の最重要職の三管領かんれい四職しきもこれらの強大な守護大名の任であった。幕府はこのような守護勢力の上に立つだけに、南北朝合一に成功した將軍義満のころには一応の安定をみたものの、その統制には苦しまねばならなかった。有力守護の反乱はあいつぎ、將軍義教のように播磨の守護赤松満祐みつすけに殺害されるものもあつた嘉吉の乱。しかも、有力守護の権力争い、その内部における家臣間の派閥争い、ことに分割相続から単独相続への移行にうながされた継嗣争いなど複雑にからんで、争いは激化した。やがて將軍家や有力守護大名の継嗣問題を直接の原因として、八代將軍義政の応仁元年（一四六七）に京都で大乱が勃発した。

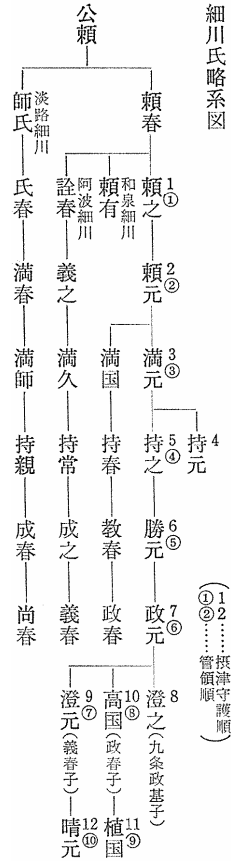
応仁の乱は、守護大名の二大代表である細川勝元・山名持豊が東西にわかれ、全国の勢力を二分して、いつ果てるとも知らない戦いをくりかえしたものであった。京都に集まっていた敵味方それぞれの武将たちは、長年の戦争に飽き、疲れてしまった。そのうえ、それぞれの大名の領国自体に騒乱が波及していったから、彼らは部下をひきいて自分の領国に引きあげねばならなくなり、中央における戦争はいつともなくうやむやのうちに終末を

告げた。しかし以後、戦乱は全国にひろがり、幕府の政治的統制力は全く失かねてしまつて、いわゆる下剋上の世態はいよいよ露骨となつた。幕府の料所や寺社権門の所領莊園も、しだいに守護大名や在地に抬頭してきた地侍・国侍・国衆などと呼ばれる新興勢力に侵略・押領され、有名無実となつていった。

幕府の実権は一〇代將軍義材（義植）以後では、ほとんど管領の手に歸し、細川政元、ついで大内義興・細川高国・三好長慶らの実力者の左右するところとなつていった。はじめ細川政元はあとつぎがなかつたので、文龜二年（一五〇二）前関白九条政基の子澄之を養子とし、老臣香西元繼にこれをたすけさせた。しかし後にまた細川成之の孫澄元を養子とし、三好長輝（之長）にこれを補佐させた。このように家督相続の養子がつぎつぎに立てられたことが、細川家内部の分裂・抗争をうむこととなつた。ついに永正四年（一五〇七）六月、澄之の党は政元を殺し、さらに八月澄元の党は澄之を殺して、澄元が細川氏を嗣いだ（ついで）が、これより三好長輝の全盛時代となつた。そこでこれを喜ばない丹波守護代内藤貞正、摂津の伊丹元扶（もとすけ）らは、細川氏の一族の高国（政元の曾祖父満元の弟満国の曾孫政春の子）を立て三好長輝に対抗しようとした。高国は澄之を殺すことに直接あたり、京都で名声が大いにあがつていたのである。かくて澄元・高国が対立し、細川氏の家臣も二派にわかれて、いよいよ抗争することになつた。その争乱は摂津にも及び、芦屋地方にもいちじるしい動揺と打撃を与えたのである。

元来、細川氏は、頼春のとき足利尊氏に属して元弘の乱に軍功をあげ、恩賞として阿波国を与えられてから、四国に君臨するようになった。また、頼春の子頼之以来代々、幕府の管領をつとめて威勢を張つていた。そのため細川氏にとっては、本拠阿波と京都を結ぶ必要上、摂津はどうしてもその支配下におかねばならないところだ

細川氏略系図



鷹屋城と芦屋河原の戦い

上おき

山口に走ってその地の豪族大内義興に頼^{上おき}っていた。たまたま永正四年（一五〇七）細川氏の紛争がおこると、義興はこれを好機としてとらえ、中央京都に進出し政治的権威を確立しようとはかり、同年十一月、義植とともに西国の諸将をひきいて東上の途についた。このころ、細川高国は、細川澄元・三好長輝（之長）に反対の細川家臣に擁立され、また義興と通じて、翌五年四月に京都に攻め入って澄元・長輝を敗走させた。同月、義興も泉州堺に到着し、ついで六月京都に入り、七月一日義植は将軍に還補されるにいたった。しかし、将軍はもはや実力なくただ虚位を擁するにすぎず、義興が管領として実権をにぎった。高国は将軍復職に大功があったので、細川家の家督を継ぎ、翌六年には右京大夫に任ぜられた。

一方、阿波に走って勢力の回復につとめていた細川澄元・三好長輝らは、永正八年（一五一二）、四国の兵を集めて大挙上洛をはかり、播磨の赤松義村にたよって播磨勢を催し、七月、和泉堺に上陸した。そこで高国は、これを追討するため摂津の国衆池田・伊丹・三宅・茨木・安威^{あゐ}・福井・太田・入江・高槻など大勢をさしむけた

あった。したがって、頼之が応安七年（一三七四）摂津守護となつてから、これまた代々兼ね領してきたところであった。

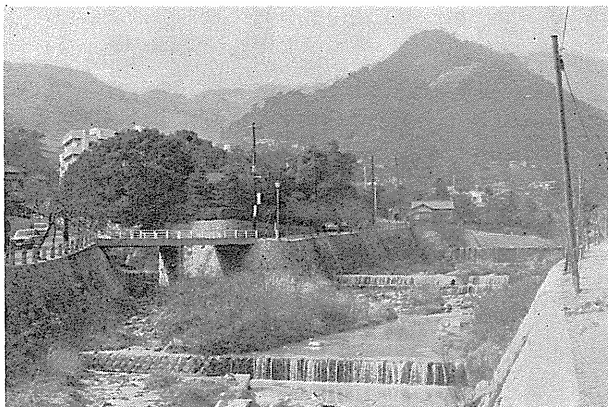


図144 鷹尾山（城山）と芦屋河原
左 高座川、右 芦屋川の合流地点

が、十三日、和泉の深井（堺市）の合戦で高国方は破れ、澄元軍は摂津中島（大阪市東淀川区）まで攻めのぼった。一方、これにに応じて澄元方の細川尚春が兵庫に上陸して灘地方にむかって東進し、灘の深江（細川記に深井とあるが深江であろう）に陣取って、芦屋の北方高地の鷹尾城（城山）にたてこ

もる高国方の瓦林対馬守政頼を攻略しようとした。この地方ではすでに五月一日、同六日、鷹尾城の政頼と灘五郷の地下衆とめ攻防戦があり（後述）、かくて六月六日には、灘勢は細川尚春と協力してふたたび猛攻を加えて敗れ退き、さらに大規模な攻撃の計画をめぐらしていた。その事情は政頼から高国のもとに注進したので、高国は馬廻り衆の柳本人道宗雄・波多野孫右衛門元清・能勢因幡守頼豊・荒木大蔵大輔らの援軍をこれにさしむけた。かくて七月二十六日、尚春らの猛攻に対して、政頼は山手をかためて戦い、援軍の京衆は芦屋川の河原で戦い、ともに協力して激闘をくりかえした結果、つ

いに高国方が勝って尚春方二百余人を討ち取った。このとき、政頼の一族と思われるが澄元方の瓦林新五郎といものが、蘆屋城（鷹尾城）へ詰め寄り、外城を攻め落とすときの活躍を賞されており（末吉文書、細川澄元感状）、激戦のさまをうかがわせる。

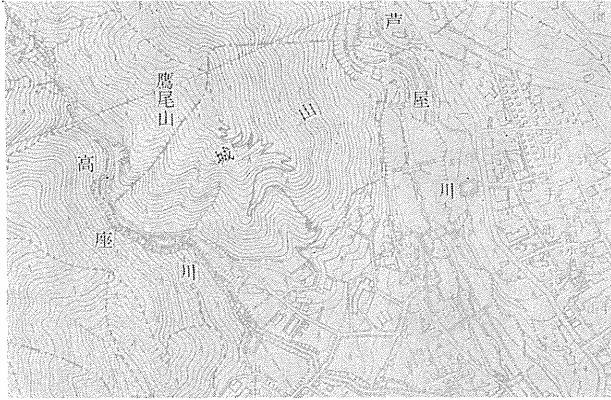


図145 鷹尾城址付近地形図 芦屋川と高座川との合流点の北にある城山が遺跡

澄元方の播磨の赤松義村らは、この敗報を聞き、大軍を催して八月のはじめに播磨を發つて押し寄せ、鷹尾城をとり巻いて攻めた。播磨勢は「さかしき谷、高き岸ともいわず」「息をもさせず」攻めたので、城方も「ここをせんと戦」つたけれども、ついに十日の夜、政頼らはひそかに城を捨てて伊丹城に逃れた。播磨勢は鷹尾城に火をかけ、ついで伊丹へ進出した(細川家記、瓦林政頼記、陰徳太平記)。

鷹尾城の攻防戦は、高国・澄元両勢力の動向を左右するものであり、京都の安危にもかかるともなつた。したがつて、この戦いは、京都でも大きく注目された。前内大臣三条西実隆は、芦屋河原の合戦の翌日、その日記に「摂州合戦昨日勝利を得、尤珍重々々」と記し、さらに前関白一条冬良がこれを告げてくれたし、また神祇伯雅業王も同様來談した。この勝利は「太平之基也、歡喜々々」と喜んで(実隆公記、永年人、年七月二十七日条)。もつとも、鷹尾城の落城の結果を聞いては、「世上安危知り難し、如何々々」と憂慮している(同、八月、十一日条)。同様に関白近衛尚通の日記『後法成寺尚通公記』や菅原為学(なすけ)の日記『拾芥記』などにも、聞き書きが記されている。

なお、この間、摂津中島に進出していた澄元軍は、勢いすこぶ

る盛んとなり、大挙して京都へむかった。そこで、將軍義植は義興・高国とともに、八月十六日丹波へ逃れ、澄元勢の細川政賢らが入京した。しかし、ほどなく二十四日、義興・高国らは丹波国舟岡山（京都府船井郡園部町）の戦いで澄元勢に大勝し、京都へ帰った。このとき伊丹城を攻撃していた澄元は、舟岡山の敗戦を聞き、逃れてふたたび四国へ帰ることとなった。こうして、以後約八年間は、高国・澄元間はいわば休戦状態がづづいたのである。

瓦林対馬守政頼と鷹尾城

瓦林政頼（瓦林は河原林、政頼は正頼とも書く。）は、摂津国豊島地方（てしま）の豪族で、在地領主として成長し大名化した国侍であった。その出自は明らかでない。しかし、南北朝内乱に活躍して建武四年（一三三七）足利

尊氏から和泉国塩穴下条の地頭職を与えられたものに瓦林平左衛門入道祖祐（元定）というものがあつた。この恩賞は、子息為綱・景元が合戦で討死した賞であるとともに、貴良庄にかえたものであつた（末吉文書）。これからみると、祖祐はもと三河国播磨郡吉良荘あたりの出身で、尊氏勢に従つて西上してきたものかもしれない。とにかくその後、瓦林氏の一族は和泉・摂津に散在した。ところが、応永十九年（一四二二）五月、將軍義持は摂津国にある瓦林一族の跡を京都の等持院に寄付している（等持院常住記録 足利義持寄進状）。摂津の瓦林氏は、なんらかの事情でこのころには所領を没収され、武士としては姿を消したわけである。おそらく農民として摂津長島地方で名田経営をすすめ、しだいに在地領主化する方向をたどつたのであろう。そして、戦国乱世の時勢に乗じてふたたび武士化し、在地勢力・土民兵を養つて国侍としてあらわれたのが、瓦林政頼であつたと考えられるのである。

戦国時代には摂津でも、このように土着の地侍たちが実力をもって自立性を強め、国侍として発展することになった。瓦林氏だけでなく、池田氏も伊丹氏もそれである。しかも彼らが国侍として発展するには、さらに上級

の権力、摂津守護細川氏などの政治権力を背景とすることが必要であり、細川氏もまた彼らを被官（家臣）化して支配権力の強化をはからねばならなかった。したがって、その細川氏に内紛がおこると、国侍たちもそれぞれにいずれかに属して、戦いあうことともなったのである。瓦林氏や伊丹氏は高国に、池田氏は澄元に属したが、これら国侍勢力にも複雑なものがあり、一族間でもとより分裂・敵対勢力がみられた。

政頼が芦屋の城山に鷹尾城を築いたのは、伊丹氏が伊丹城、池田氏が池田城を構えたように、国侍として大きく発展するためには有力な城が必要であったからである。もちろんこの時代は城といっても後世のような複雑な構造のものではなかった（第五節参照）。政頼はここを根拠として、交通上の要衝であり、肥沃な灘筋を制圧しようとしたのである。高国方の政頼としては、阿波の澄元方の進路を押える意味でも、ここへ進出したのである。

ところで、『瓦林政頼記』によると、灘五郷はもともと権門勢家の所領荘園で、本所領であることを口実として守護代の命にも従わず、地侍が七、八百人もあって、かり集めると三、四千人もあると書いている。誇張の表現ではあろうが、このころには近畿地方の先進地域では、在地の名主たちが本所から自立してしだいに武力をもって地侍となり、彼らを中心に「惣」と呼ばれる村落自治組織をつくり、不当な支配権力に抵抗し、郷土の自衛につとめるようになっていた。ときには武力をもって他村と争うこともあったし、土一揆をおこして支配権力と戦うこともあった。地侍たちのなかには、政頼自身のように、成長して守護大名の被官となるものもあったが、灘五郷の地侍たちが守護代の命にも従わないというように、武家の封建支配権力の侵入には団結してはげしく抵抗したのである。したがって、政頼の鷹尾城進出は、彼らを刺激しないではおかなかった。

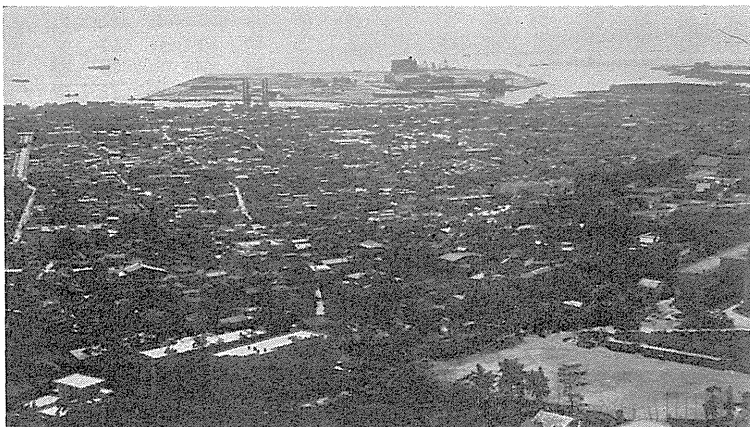


図146 鷹尾城址から本庄方面を望む

灘五郷では、多年不和であった本庄と西宮が、にわかに仲直りし、同心して鷹尾城をつぶしてしまおうとする動きが出てきた。

政頼が城をかまえて、支配権力を直接及ぼしてくることをおそれたのであり、また築城などいわずに軍事基地化すれば必ず大規模な戦闘にまきこまれ、戦火を浴び、田島を荒らされるから、自衛のため衆力を結集して妨害しようとしたのである。灘地方でも中央における細川氏の内紛を反映して、自然いずれかに味方しようとするものがあつた。そこで高国は、この地方の地侍に命じて澄元方の名主・地侍を討たせようとしたが、彼らはためらつて動かなかつた。これも政頼に対する共同防衛の意識からであつた。この情勢をみた政頼は、鷹尾城から屈竟くつせいの武士二〇余人を派し、断然として敵を討ちとつた。敵の中心人物は、政頼の同族でありながら澄元方の足高某というものであつた。これが前述の永正八年五月一日の戦いである。

政頼はこのとき敵対した本庄のものたちにたいし、高国の命に従わず、そのうえ討手に敵対した罰として、今後鷹尾城に外堀を

つくつたらその用水を樋ひでかけよと命じた。田畑の用水を取りあげられるのであるから、本庄衆としてはとうていこれに応じることはできない。同六日、本庄衆はかえって灘五郷の衆を集め大挙して鷹尾城に攻め寄せた。そこで政頼の弟吹田又五郎・瓦林四郎次郎をはじめ、斎藤新五郎・富松彦三郎・稲津小五郎・鈴木与次郎ら与力の侍数十人が城を固めている中でも、ことに二人のものが申し合わせて神水を飲み、同心して合戦すべき契約を結んだ。このことは、中世末になって荘民が自治的結合をもつて、外部の圧力に抗する場合など、団結をいっそうかたくするため、荘内鎮座の神社の神前に集まって、神水を汲み一味同心を誓つたのを意味するものであった。このとき麻田入道宗円が宿老として証人となった。これらの武士たちは、その苗字から見ると、多くはこの地方の名田の経営者と思われ、字名が多くつけられている。

かくてこの二三人が本庄衆三〇〇人の中に突入し、二〇余人を討ち取ると、本庄衆は潰走し、これをみて二〇〇〇人ばかりの寄手はみな逃亡してしまったという。ついで、前述のとおり、細川尚春らとの芦屋河原の大合戦、赤松義村らの鷹尾城攻撃となったのであった。

松若物語

赤松勢の鷹尾城猛攻のため、永正八年（一五一一）八月十日の夜、ひそかに誠を捨てて伊丹誠に逃れた瓦林政頼は、ついで丹波国八上の波多野城にこもった。そのうち、細川高国が勢いをもりかえして京都を回復し、細川澄元を阿波へ追つたし、赤松勢も播磨へ引きかえしたので、政頼も鷹尾城を復して西摂に大いに威をふるうこととなった。そこで、政頼はさらに本城を設けることとし、鷹尾城の東約一里、小清水（越水）誠の構築を急がせた。鷹尾城の方は、与力の地侍鈴木与次郎らに守らせた。鈴木は、先の鷹尾城合戦で、神水を飲み

同心契約して本庄勢を蹴散らした一人である。

ところで、『瓦林政頼記』によると、政頼は越水城の構築を急いでいる間でも、連歌を興行し、夜ごとに古文を学び道をたずね、文武二道を嗜む人であった、とほめてゐる。政頼は武辺一倒のいわゆる田舎侍ではなかつた。政頼の連歌は宗祇の『新撰菟玖波集』にも収録されている。また、宗長の自筆という『那智籠』によると、永正十三年正月、宗長は有馬へ湯治におもむき、二月ごろ有馬から芦屋灘に出て、正頼の「新城」（修復した鷹尾城）に立ち寄つてゐる。

（『那智籠』（北野神社所蔵）を書き改めたものかと思われる『北野会所発句』（広島大学所蔵）では、次掲下段のとおり記されている。この両書は鶴崎裕雄氏の御教示による。）

有馬よりまかりいて、芦屋のな

たにして河原林対馬守新城にて

あしやのなたにて

あさもよひ昨のふの山かうすかすみ

あさもよひきのふの山かうす霞

おなし所にて

「万句」おなし所にて

あわち山春やとをしまあさ霞

淡路山春やとを嶋朝かすみ

政頼は、前内大臣三条西実隆（さぶたか）なども面識があつたほどであるから、連歌だけでなく、かなりの教養をつんだ人物であつたと思われる。摂津の国侍の中には、京都へ出て文化人とまじわるものが多かつたのである。

政頼の越水築城は宗長の来訪以後かと思われるが、ここに鷹尾城にまつわる悲話が生じてゐる。それが「松若物語」であり、『瓦林政頼記』はもともと『松若物語』と呼ぶべき書でもあつた。それは次のような話である。

瓦林政頼は摂津でならぶものも少ない大名となつたので、灘五郷のうちで澄元方の地侍たちはいづれも浪人し

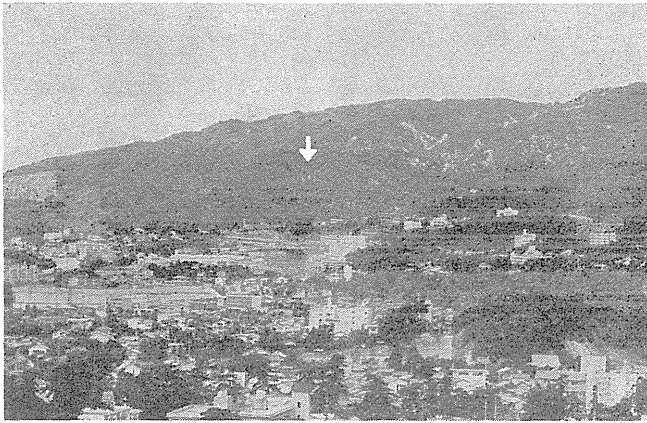


図147 越水城址から鷹尾城址(↓印)を望む

て、阿波に下ったり、淡路・播磨に逃れさまようこととなった。

そのなかに河島兵庫助というものがあつた。播磨に逃れていたが、政頼の与力のものゝ縁として降参を申し入れてきた。政頼はとにかくその降を許し、本知のほかに扶持を与えるなど好遇して、兵庫助を鷹尾城に加えておいた。兵庫助には松若という一六歳の子息がいた。年に似ず歌道も心がけるほどであつたので、政頼は松若を越水城におき、側近に召しつかつた。

ところが、鷹尾城での兵庫助の進退は一向にはかばかしくなく、いたずらに月日を送るばかりであつた。そのうちに、兵庫助は敵に内通してゐるのではないかという風聞が高まつてきた。そしてついに、越水城で兵庫助を殺す内談をすることになった。内談というのは、政頼が独断でことを決せず、一族や与力衆と内々で談合することを意味してゐる。このとき、利発な松若はおよその推量をめぐらし、危急を父に知らせるため、新参の若党一人をつれて鷹尾城へいそいだ。若党をつれたのは、途中一人では人にあやしまれるからであつた。

鷹尾城のふもとに、松若の姉の尼が庵をもつて住んでいた。松若はここに若党を待たせ、ただ一人で城にのぼり父をたずねた。ところが、すでに今朝はやく政頼から鈴木与次郎へ命があつて、兵庫助は捕えられ、いまにも生害するばかりであつた。そこで松若は、城をのがれて山路をわけのぼり、森の木かげに忍んだ。しばらくすると、ふもとの墓所に煙が立つのがみえた。はや父は生害してこれはその葬火の煙であると思ひ、松若は逃亡をあきらめ父の供して死のうと決心した。松若はそれから伯母むい賀の今西いしやうげん将監の宿所に走り入り、覚悟のほどを述べて政頼へ取次ぎを頼んだ。将監もふびんがつて逃げさせようと思つたが、すでに隠しきれないことであり、自分まで生害させられることをおそれて、政頼へ申し送つた。政頼はこれを聞き、近ごろけなげな振舞いとふびんがり、松若には罪もないので助けようと思つた。そこで内談したところ、ある人の意見に、弱年ながらこれほどの所存あるものを助けておいては後悔することもあるう、と反対したので、ついに生害させることになり、松若を西宮の六ろくたし湛寺に送つた。

六湛寺につくと、松若は筆墨料紙を請い、心静かに母への遺書をしたため、さらに松若をかわいがつてくれた政頼の姉である尼へ、あとに残る老母のいたわりを願う文を書いた。やがて六湛寺の庭にもうけられた敷皮にむすずと居直り、辞世に

父に我つかふ願も三みつ瀬川の川(三途)ともに越こべき道のうれしき

の一句をのこし、切り手の渋谷彦二郎をはげまして首をうたれたのであつた。

この悲話がどこまで事実であるかはわからない。かんじんの兵庫助父子の死んだのが何年のことかも記してい

ない。しかし、ある史料から、永正十四年以前のことで、かなり真实性のあるものと推定される。河島兵庫助は灘の地侍であるとしており、本庄衆の一人であるかもしれない。先の五月六日の鷹尾城・本庄衆の合戦のとき、討ちとられた本庄衆の筆頭に河島浜兄弟という鋭いものがいたが、その同族かとも思えるからである。とにかく、政頼が好遇したのであるから、かなりの地侍であったのであろう。松若の伯母賀の今西将監は、豊島の垂水牧南郷春日社領目代の今西氏か、能勢出身の地侍今西氏あたりであろう。地侍たちの族縁は、敵味方複雑にからんでいたのである。この悲話のうちには、さらに当時の地侍・国侍たちの実情をうかがわせるものがある。河島兵庫助の反服というのもよくある例であり、今西将監が松若を隠すと自分が殺されることを恐れた態度や、政頼の与力衆の動向などにもそれがあらわれている。ことに、政頼が大名であるといっても、専制的に意志を示らぬけず、与力のものたちの制約をうけて兵庫助父子を殺すにいたったことなど、国侍としての悲劇的性格を示している興味深いものがある。政頼自身も、最後には細川高国から自刃を命ぜられて終わることは、後にあらためて述べるところである。

足軽合戦

大内義興は管領として京都に権をふるうこと一一年、その間しだいに国もとの情勢も不穏となってきたので、永正十六年（一五一九）帰国することとなった。そこで細川高国がかわって権をにぎったが、このとき阿波に逃れていた細川澄元は、勢力回復の好機到来を喜び、同年十月三好長輝とともに上洛をはかった。そのためまず、部将で摂津池田の国侍である池田三郎五郎なるものに有馬郡の田中城を守らせた。そこで高国の部将である瓦林政頼や塩川孫太郎らが、十月二十二日これを攻めたが、かえって大敗し、河原林衆・塩川衆などと

称する一揆土民兵が多く斬られた。池田三郎五郎はこの大勝を澄元に注進し、戦功を賞されて豊島郡一円てしまを与えられた。やがて澄元は長輝らとともに、四国・淡路・播磨の諸勢を整えて、十一月六日兵庫に到着し、ついで灘より進んで鐘尾かねのう（神呪）に本陣を定め、広田・中村・西宮・蓮華畑に配陣して、瓦林政頼のたてこもる越水城（西宮市）を包囲した。そこで同月二十一日、高国も丹波・山城・摂津の諸勢を集めて京都を発し、西下して越水城を助けようとした。このため京都ではとりどりのうわさを生じ、かなり人心は動揺したようであった。かくて十二月二日、高国は摂津池田城を本営として兵を武庫川に進め、これより高国軍と澄元軍とは尼崎・西宮の間でたびたび合戦を続けたが、年を越えても勝敗は容易に決しなかった。

しかし、十七年二月三日夜半になって、政頼は城を捨て、越水城は落ちたので、高国は軍を池田・尼崎方面に退けて澄元勢に対した。ついで高国は十六日の合戦で敗走し、近江へ逃れた。京都ではこの戦報を聞き市民は騒ぎ、諸道具などを疎開しようと待ち運ぶものもあつたほどである。かくて二十七日三好長輝が入京し、澄元も三月十六日には神呪の陣から伊丹に移り、京都入りの機会をうかがっていた。ところが、高国はまもなく勢力を回復して京都に入り、五月五日長輝を破った。澄元は京都の敗報をきき、ようやく阿波に逃れたが、帰国後わずか一か月、六月十日病死した。

この戦いは相当大規模なもので、その状況は日々京都に報ぜられ、將軍以下幕府側も、また公家側もこれに一喜一憂し、諸社寺に命じて摂津戦乱の鎮定を祈らせたのであつた。このとき政頼の越水城によつた軍勢は、『実隆公記』（永享十七年二月三日条）によると「武庫川諸勢」と記し、阪神間一帯の土民兵が参加したものらしい。いわゆる足輕合

戦で、中納言鷲尾隆康の日記『二水記』(永年十六年十一月二十一日条)にも「此間足輕衆度々合戦」と記している。

応仁の乱後、幕府の政治的統制力が失われ、下剋上の風潮につれて、社会的にも政治的にも地方の土民が支配層にたいし抵抗的な傾向に進んだとき、細川・山名氏など権勢者は戦乱にあたって、農村の共同体的結合からはずれたいわば無頼の土民を召し抱えて陣中に駆使した。このような雑兵がいわゆる足輕で、ときには放火・掠奪などの狼藉を働いたのであった。しかしこれまでの荘園を基礎とした社会経済体制はようやく崩壊の運命にたちいたり、各地の治安が乱れたのに乗じて有力者たらんとするものは、これら足輕の利用を重要視し、これを訓練して歩卒として陣頭に進めたので、それが戦いの勝敗を決する原動力にまでなった。したがって、その地位もしだいに上昇していったのであるが、いま阪神地方に武力をもって威をほこり、鷹尾城・越水城を根拠とした瓦林政頼も、実はこの足輕をよく統率し駆使した足総大将であったのである。このころ尼崎・西宮・芦屋・御影などにわたって、このような土民兵がたえず戦闘をこととし、この地方の民情の不安定であった状況が想像される。

政頼は越水落城後約八か月、十月十四日に高国の命で京都で切腹している。その理由は澄元に通じたことが露頭したというのである。越水城を死守せずに開城したことが、澄元に通じたものと疑われたのであろう。かくて高国は翌大永元年（一五二一）、前將軍義澄の長子義晴を迎えて將軍に立て、管領となつて全盛をきわめた。同五年、高国は剃髪して道永と号した。たまたま三好長輝の孫元長が阿波にあつたが、澄元の子清元を擁し、高国に抗して兵をあげ、堺に渡つて畠山氏の一族を集め、六年十二月進んで摂津によつた。かくて高国方と晴元・元長方とは、数年にわたつて各地に戦つて勝敗があつたが、結局高国は敗れて享祿四年（一五三一）六月大物（尼

崎市)の広徳寺に自尽してからは、晴元が細川氏の惣領となった。しかし、このころ細川氏もようやく衰えて、その家臣である三好氏が勢いをふるい、やがて元長の子長慶の全盛時代となった。この間、芦屋地方もしばしば戦塵に見舞われ、騒然たるものがあつた。

芦屋庄と本庄・西宮との山論

三好長慶は、戦国末期の天文年間の末には、ほぼ畿内を制圧して全盛をほこるにいたつた。長慶は京都へ出て滞在したり、なお各地に転戦することも多かつたが、畿内制圧の拠点として摂津の越水城(西宮市)、ついで芥川城(高槻市)を居城としていた。摂津国内の敵対勢力はすでに一掃され、摂津は全く長慶の支配下にあつたのである。このうち、芦屋庄では歴史的な出論がはじまつている。もつとも、これより先、明応七年(一四九八)打出村と西宮との間におこつた争いが、この山論の先駆をなすものかもしれないことは、前節末の神祇伯家と蘆屋の項に述べておいた。

天文二十四年(一五五五)、芦屋庄(芦屋村・打出村)の百姓たちは、その持山東西一八町のうち、東一二町を西宮の杜家郷に、西六町を本庄に横領されたことを芥川の三好長慶に訴え出た。なにしろ芦屋庄は小在所で、芝草を刈つてその日その日の身命をつないでいたのであるから、両村共有の入会山をむりやりに横領されては、まことに迷惑至極なことであつた。この訴えに対して、三好長慶は裁許状を与えたけれども、これに不満の芦屋庄の百姓はことごとく村を捨てて逐電・逃散してしまつた。この時代には、農民も成長して郷村の自治・自衛組織が発達し、権力の不当な支配に対しては、しばしば共同して抵抗するようになっていたが、その形態には逃散・強訴・一揆などがよくみられた。芦屋庄の場合は、逃散して二か村を亡所にしたというから、いわゆる一揆よ

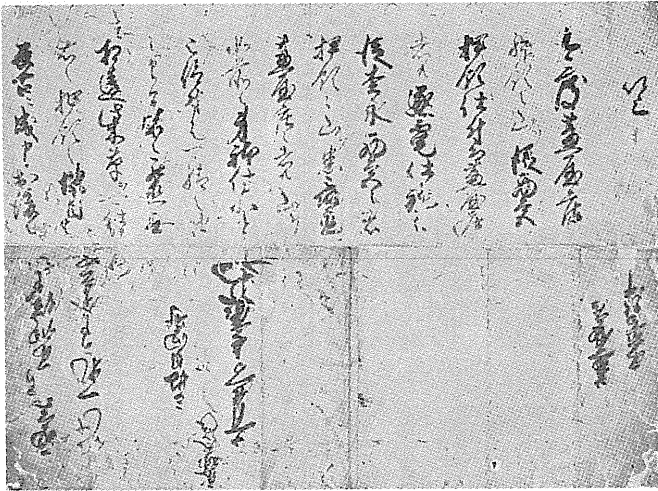


図148 永祿3年三好日向守長康山論裁許状（吉田善八所蔵）

りは消極的な抵抗形態である。ところが、後世の文書の中には、その逃散先を芥川辺としているものがある。

芥川は長慶の居城であるから、芥川へ逃散したのなら、むしろ強訴に押しかけたことになるであろう。その可能性がないわけではないが、これは長慶が芥川で裁許をしたことを誤り伝えたものであるかもしれない。

弘治三年（一五五七）二月十一日、長慶の家臣松永弾正久秀の斡旋で、当時摂津下郡の郡代であった三好日向守長康が、本庄の横領をとどめ、芦屋庄のものたちに、早々帰村して前々のように山を進退し柴木を取るようによせよ、との裁許状を与えた。しかし、本庄についての裁許状だけでは、芦屋庄の百姓たちは帰村しなかった。

ついで永祿三年（一五六〇）十一月二十一日、全く同様に松永久秀の斡旋で、三好長康は、西宮の横領をとどめ、芦屋庄のものたちに、帰村して前々のように山を進退し柴草を取るようによせよ、との裁許状を与えた。このとき長康は、坂東大炊

助・金子市之丞の兩人を使者として裁許状を与えている。

こうしてこの山論は、芦屋庄の全面的勝利となって終わり、先に逃散した両村の百姓もようやく故地に還往するにいたったのである。後世「亡所五年」「五年亡庄」といわれるのはこの間のことである。なおこのとき、両村の百姓は長康の裁許状二通を携えて帰り、一通を打出村吉田善吉方に、他の一通を芦屋村猿丸太郎右衛門方に保管を依頼して、後の証拠にしたという。ちなみに、両村の百姓は逃散中に真宗か浄土宗に帰依したといわれ、そのために帰村後、打出村の浄満寺は真宗妙覚寺（妙福寺）、宗満寺跡は浄土宗親王寺と改めたと伝えられている。この山論はこれでいったん結着が付き、芦屋庄民は自分たちの権益を守ることができたのであるが、その後になってもしばしば出入りはくりかえされることになるのである。それらについては、後章にあらためて述べていくことにしよう。

第五節 文学にあらわれた芦屋と中世の遺跡・遺物

歌名所としての芦屋 平安時代に『伊勢物語』で芦屋の里が歌題となつてから、芦屋は歌名所として著名となり、この地方の情景を詠じた和歌が多く作られた、勅撰和歌集のうちにみいだされるものだけでも、左記のとおり数多い。永題は芦屋の里をはじめ、芦屋の浦・芦屋潟がた・芦屋沖・芦屋の海士あまなどで、これらは当時の歌人にとって最も親しみ深い歌名所となつていたようである。歌集に収められたものの他に、なお無数の詠歌があつた

ことであろう。もともと芦屋というのは、芦で葺いた家を意味する普通名詞で、地名としては芦の繋る河口などの低湿地にふさわしく、このような地形のところに芦屋という地名がつけられた例には、福岡県遠賀川の河口に芦屋町などがあるから、芦屋の文字を含む歌をすべて当地を詠じたものとは断定できない。また当時の歌人の常として、作歌のすべてがこの地をふんで実見したところを詠じたものともいえない。しかし、風趣に富む芦屋の風景一般を歌題とする場合に、その代表としてこの地が頭にえがかれ、この地を写生するところで作歌せられたことと考えられる。勅撰和歌集の撰進年代順に列記しよう。

後拾遺和歌集（応徳三年—一〇八六—藤原俊撰進）

津の国へまかる道にて

あしの屋のこやの渡に日は暮れぬいづち行くらむ駒にまかせて

能因法師

新古今和歌集（元久二年—一二〇五—藤原定家等撰進）

いさり火の昔の光ほの見えてあしやのさとにとぶ螢かな

摂政太政大臣（藤原良経）

蘆の屋の灘の塩やき暇なみつげのを櫛もさゝずきにけり

在原業平朝臣

新勅撰和歌集（貞永元年—一二三二—藤原定家撰進）

久安百首の歌奉りける旅の歌

遥かなるあしやの沖のうきねにも夢路は近き都なりけり

皇太后宮大夫俊成

続後撰和歌集（建長三年—一二五一—藤原為家撰進）

とへかしたな芦屋の里のはるゝ夜に我すむ方の月はいかにと

少将内侍

読古今和歌集（文永二年—一二六五—藤原為家撰進）

名所の百首の御歌の中に

あしの屋の灘の塩屋の天の戸をおし明け方ぞ春は寂しき

順徳院御歌

建仁元年五十首の歌合に

いつもかくさびしき物か津の国のあしやの里の秋の夕暮

従二位家隆

千五百番歌合によませ給ひける

蘆の屋のなだの塩くむ海士人もしぼるに袖の暇なきまで

後鳥羽院御歌

明けわたるあしやの浦の波間よりほのかに廻る紀路の遠山

前大納言為家

続拾遺和歌集（弘安元年—一二七八—藤原為氏撰進）

弘長元年百首の歌奉りける時、五月雨を

濡れてほす隙こそなけれ夏がりの蘆屋の里の五月雨の頃

衣笠内大臣

百首の歌の中に

ほのぼのと我住むかたは霧こめて蘆屋の里に秋風ぞふく

前中納言定家

新撰撰和歌集（嘉元元年—一三〇三—藤原為世撰進）

くれぬとて我がすむ方に帰るなりあしやの沖のあまの釣舟

前内大臣

慣れにける芦屋のあまも哀なりひと夜にだにも濡るゝ袂を

順徳院御製

続後拾遺和歌集（正中二年—一三二五—藤原為藤・為定等撰進）

文保の百首の歌奉りける時

芦屋がた月澄むかたの浦風に海士のたく火の煙だになし

津守国冬

新千載和歌集（延文元年—一三五六—藤原為定撰進）

きつゝなけ我がすむ方の友ちどり芦屋の里の夜半のかりねに

宜秋門院丹後

新後拾遺和歌集（永徳三年—一三八三—藤原為進・為重撰進）

建保の百首の歌奉りける時

難波女のすくもたく火の打しめり蘆屋の里に春雨ぞ降る

正三位知家

新統古今和歌集（永享十年—一四三八—藤原雅世撰進）

春は又我が住むかたに帰るなりあしやのあまの衣かりがね

後亀山院御製

浦風も我が住むかたの夜や寒きあしやの里に衣うつこゑ

権中納言雅世

勅撰歌集に漏れたものは、藤原長清がこれらを古来の家集、私撰歌集、歌合わせなどから集めて私撰した家集

の夫木和歌抄（延慶三年—一三二〇）に左の秀歌をみいだす。

螢飛ぶあしやのうらにあまのたく一夜もはれぬさみだれの空

後鳥羽院

朝ぼらけあしやの沖をゆく舟のよそ目は鴨のゐるかとぞみる

公通

こよひわれあしやのおきの月をみて鹿の首さそふ嵐をぞきく

夕されば芦屋の沖に風すぎて生田の小田もほなみ立けり

この比はみなみの風にうきみるのよるよるすゞし芦の屋の里

為 家
実 家
定 家

謡曲『雲林院』と『藤栄』 室町時代の謡曲に眼を転じると、在原業平に取材した『雲林院』と芦屋を舞台

とした『藤栄』がある。『雲林院』は、世阿弥の原作を後世改作したものといわれ、江戸時代になった『諷増抄』や『高砂増々抄』などの巻末に記載された「能本作者註文」に世阿弥作とし、また中世末に成立したといわれる『いろは作者註文』の抄本である「歌謡作者考」にも同じく世阿弥作としているが、いずれにしても明らかではないのである。雲林院は京都の紫野大徳寺の南にあつた寺で、もと淳和天皇の離宮であつたのを仁明天皇の貞観十一年（八六九）寺とし、光孝天皇の仁和二年（八八六）僧正遍昭が奏して元慶寺別院とした。後醍醐天皇のとき大徳寺に付属し、後には荒廃に帰している。語のすじは、摂津国の蘆屋の里に公光きみみつという者がいて、『伊勢物語』を愛誦しているうちに霊夢をこうむり、雲林院へ行って業平の霊に会い、物語の秘事を聞くことができたというのである。西芦屋に公光第と伝えるところがあるのは、この物語にちなんだ生まれた伝承である。

『藤栄』も作者未詳の謡曲で、芦屋の地頭に藤左衛門という者があり、その没後、一子月若が所領を相続したが、叔父藤栄のために所領をすべて横領され、月若はついに海人になってしまった。ところがある日、修行僧、実は鎌倉幕府の名執権最明寺入道北条時頼が、芦屋の地を通りかかって月若の家に泊り、その身の上を聞き、藤栄の非行をただしてこれを罰し、その所領を月若にもとのごとく安堵あんじょしたという物語である。これは時頼の有名

な廻国説話の一つで、時頼が出家ののち諸国をめぐって地方武士の愁うれいを除いたことはすでに『増鏡』にも語られ、『太平記』にも摂津のある尼地頭が所領を横領されたのを時頼に救われた話があり、室町時代の謡曲『鉢はちの木』はその代表としてもっともよく知られているが、いずれも史実とはみなしがたい。西芦屋に月若宅址と伝えられるものあることを江戸時代の地誌が記し、いま月若町の名のあることや、月若町に「月若の石祠」が存するのは、すべてこの伝承にもとづくものである。

芦屋廃寺の中世遺構と遺瓦 芦屋廃寺址からは奈良時代前期以来の遺物が検出されているが、鎌倉・室町時代の遺瓦も多く、中世を通じて寺院が存在していたことが認定されている。

とくに、既述のC地区の南東隅で検出された遺構は、室町時代の地表面に、その時代の遺瓦を含み焼層をのけており、柱材や壁土の堆積状況からみて、西南の方向から東北の方向へ、建物が焼失倒壊した痕跡を示している。芦屋廃寺の焼失は室町時代の末と推定され、あるいは永正八年（一五一一）五月〜八月の鷹尾城・芦屋河原の合戦などとも関係があるかもしれない。焼亡の原因と兵火との関係も可能性のあることである。第三節で述べたように、長享三年（一四八九）の「北野社家引付」にみえる「法応寺」が、もし法恩寺（芦屋廃寺）であり、そのころ健在であったとしても、その後二〇年余で焼失したと考えることは矛盾しないわけである。

またD地区の南辺にみられた「乱石積」の石垣列の裏込めのなかからは鎌倉時代以前の遺物は検出されないの
で、この石垣列も、中世に寺院関係の構造物として築造されたものと推定されている。

検出されている中世の主要遺物は、平縁珠文帯巴文軒丸瓦五種・平縁圏文珠女帯巴文軒丸瓦二種など数種の巴

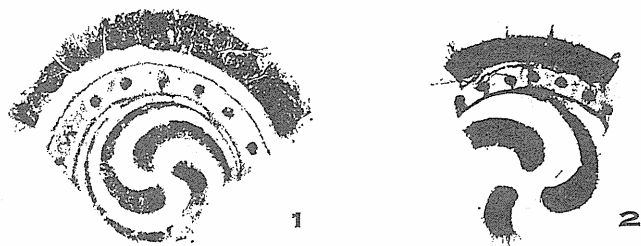


図149 芦屋麿寺軒丸瓦拓影

文軒丸瓦と、唐草文軒平瓦四種をはじめ、波状文式軒平瓦二種や連珠文式軒平瓦などのほか、鬼瓦四種がある。これら遺瓦のほかに瓦器類・面子類・土錘類などの日常生活に用いられた遺物も検出されている。つぎに軒丸瓦・軒平瓦について説明を加えよう。

《軒丸瓦》

①平縁珠文帯巴文軒丸瓦 中央の径九センチの円内に、巴文の起頭部は勾状になって相接せず、肉厚で丸味をおびた右巻きの長い尾の巴文がめぐらされ、尾部はいずれも同一円形を形成して終わっている。その外側の幅一・四センチの珠文帯には、径〇・七センチ、高さ〇・二センチの珠文が一四個めぐらされ、角ばった幅二・三センチ、高さ一センチの平縁に終わっている。面径は一六・二センチ、平縁部の厚さは二・九センチである。硬い焼質で、色は灰黒色を呈している。

②平縁珠文帯巴文軒丸瓦 中心部に径〇・八センチの空間を置いて、巴文の起頭部もいちじるしい勾状を呈せず、扁平で肉厚の巴文が左巻きにめぐり、比較的短い尾部でそれぞれが接し、径九・六センチの円を画いている。その外側に幅〇・九センチの珠文帯があり、径〇・八センチ、高さ〇

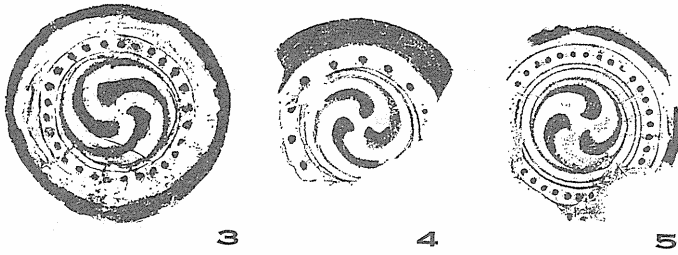


図150 芦屋廃寺軒丸瓦拓影

・三センチの半円状の丸味をおびた珠文が二四個配され、高さ〇・九センチ、幅一・四センチの平縁に接している。面径は一四・八センチ、平縁部の厚さは二・六センチで、色は灰黒色である。

③平縁圏文珠文帯巴文軒丸瓦 中央部で巴文の起頭部先端が互いに接し、厚さ〇・六センチの高い肉厚の巴文が、右巻きで長い尾部をめぐらせ、それぞれの尾部は末端で結びついて、径八・五センチの円を構成している。起頭部には勾状のくびれはみられない。外側は幅一・二センチの珠文帯がめぐり、径〇・六センチ、高さ〇・三センチの珠文が一六個配され、その外を幅〇・二センチ、高さ〇・三センチの圏文がめぐり、〇・三センチの間において、高さ〇・八センチ、幅一・六センチの平縁に接している。面径は一六・四センチ、平縁部の厚さは三・二センチで、色は灰黒色である。

④平縁圏文珠文帯巴文軒丸瓦 大形丸球をもった肉厚の巴文が、左巻きで自然に流れ、長い尾部が互いに接して径八・九センチの円を画いている。巴文の外側を幅〇・二センチ、高さ〇・一センチの細い圏文がめぐり、その外を幅一センチの珠文帯がめぐり、径〇・六センチ、高さ〇・六

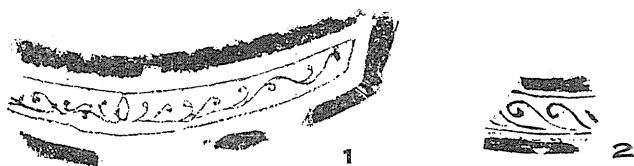


図151 芦屋廃寺軒平瓦拓影

センチの突出した珠文が二七個配され、幅〇・二センチ、高さ〇・一センチの細い重圏文をへて、〇・八センチの間をおいて、高さ一・四センチ、幅一・三センチの平縁に接している。面径は一五・八センチ、平縁部の厚さは三・六センチで、色は灰黒色である。

⑤平縁珠文帯重圏巴文軒丸瓦 中央の中心部に約一・一センチの空間をおいて、巴文の起頭部は勾状を呈して互いに接せず、角のとれた左巻きのみが径七・七センチの円内に盛り上がるように配され、尾部はすべて同一円周内におさまって正円を画いている。その外側に〇・五センチの間をおいて二重の細い重圏文がめぐり、重圏文の幅は〇・二センチ、高さは〇・一センチで、その間の幅は〇・四センチである。その外側に幅一・四センチの珠文帯があり、径〇・六センチ、高さ〇・四センチの珠文が三六個配され、珠文帯の外側には幅〇・三センチ、高さ〇・二センチの重圏文がめぐり、〇・四センチの間をおいて、幅〇・八センチ、高さ〇・七センチの突出した角ばった平縁帯で終わっている。面径は一五・二センチ、平縁部の厚さは二・四センチ、色は灰黒色である。

《軒平瓦》



5



4



3

図152 芦屋麿寺軒平瓦拓影

①唐草文軒平瓦 上下幅二・一センチ、左右幅二三センチの細い内区線にかこまれた内区中央に、簡単な中央裝飾をおき、これを中心に左右に枝をのばした唐草が配されているが、左右対象ではない。内区の外は〇・三センチの幅をおいて、高さ〇・八センチ、幅一・二センチの高い外縁に接している。面高は五・三センチ、左右幅は二七センチで、上面には粗雑な布目痕がみられる。色は灰黒色で粗土砂質の焼成である。巴文軒丸瓦の⑤に対応するものである。

②唐草文軒平瓦 外縁部に接して肉太の内区線で上下幅二センチの内区が設けられ、中心より左右に屈曲のよい唐草文が配されている。内区に接する外縁は高さ〇・四センチ、幅〇・七センチで、面高は四・四センチ、色は灰黒色である。

③唐草文軒平瓦 中央に九弁よりなる蓮華文の中心裝飾を配し、左右に唐草文を展開している。唐草文は上下幅二・二センチの内区線内に面かれ、これに接して、高さ〇・五五センチ、幅一センチの外縁が設けられている。面高は四・六センチ、色は灰褐色または赤褐色である。

④波状文式軒平瓦 上下幅二センチをはかる内区を細い内区線がかこ

み、その中に池水波文をやや肉厚に画いている。肉厚は〇・二センチの厚さであり、外区は高さ〇・五センチ、上辺幅一・四センチ、左右幅一・五センチ、下辺幅一センチの平縁で、画厚は四・八センチである。下顔面の長さは二・九センチで一段式である。色は灰白色である。

⑤連珠文式軒平瓦 上辺幅一・四センチ、下辺幅一・一センチ、高さ〇・五センチの平たい外縁内の上下幅一・四センチをはかる内区内に、径〇・六センチ、高さ〇・二五センチの珠文が一行に左右に展開されている。面高は四センチ、下顔面の幅は二・七センチ、色は灰黒色である。

鷹尾城

中世の城砦は、^{じよんい} 壮大な天守閣をもった城郭建築ではない。「野づら積み」と称する自然石を組み合わせた強固な石垣築造の城砦は存在するが、近世的な城郭の出現は、天文十二年（一五四三）にポルトガル人が種子島に漂着して伝えた鉄砲が、実戦に使用されることになったための戦術の変化と、戦国大名が城下町形成にとめた結果生まれてきたものであり、中世の城砦は、じつはわれわれの脳裏にある、いわゆる城とは異なる形式のものである。

中世の城砦には、山頂に築かれたものと、平地に築かれたものがある。近畿では山頂城砦の著名なものは

摂津国鷹尾城（瓦林氏・二五〇メートル） 河内国飯盛山城（畠山氏・三〇〇メートル）

河内国高安城（松永氏・四八〇メートル） 大和国高取城（越智氏・四八〇メートル）

などをあげることができるが、山頂の城砦は案外に少なく、阪神間では芦屋での鷹尾城が唯一の山城であった。

一方、摂津国内、芦屋周辺の平地の城砦をみると、

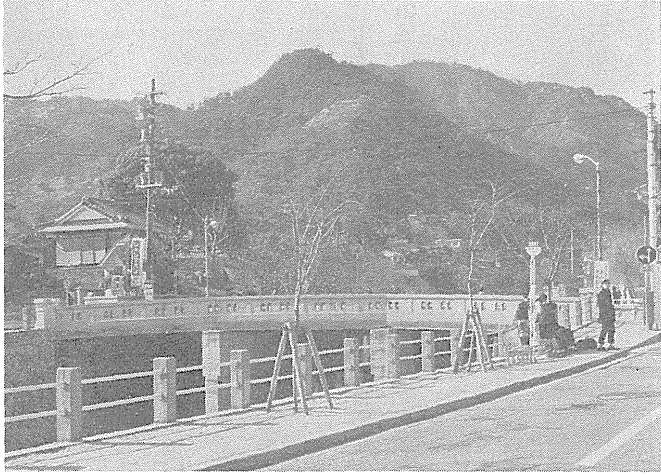


図153 鷹尾城址(城山)

田中城・富松城・久々知城・長洲城・西難波城・次屋城
・大物城・尼崎城・塚口城(以上尼崎市)、伊丹城(伊丹市)、池田城(池田市)、越水城・瓦林城(以上西宮市)、
滝山城・花隈城(以上神戸市)、中島城・堀城・大和田
城・石山城(以上大阪市)

など、山城にくらべて非常に多く、北摂・東摂の地域に入ると三〇か所を越える城砦が知られている。いずれもが血なまぐさい合戦の歴史を秘めている。

鷹尾城は第四節で述べたように瓦林政頼の居城であり、また山頂式城砦としても著名であるが、その実体は明らかでないのである。いま城山の山頂近くに、人工的とみられる石垣らしい積石の散在するのは認められるが、城砦そのものの遺構はわかっていないのが現状で、今後に実体究明の課題がこされている。

しかし、近辺には尼崎市の富松城とまつや塚口城などのように平地の城砦遺構が一部ながら遺存している例もある。富松城や

池田市の池田城は発掘調査もおこなわれている。

富松城は、細川高国が大永六年（一五二六）尼崎城を構築する前から存在した。一町四方の城砦のまわりに数間の幅をもつ堀をめぐらし、堀の内側は脚幅一メートル・高さ四メートルの土塁で囲んで堀としていた。この土塁内の西北隅で、河原石を「野づら積み」に積み上げた高さ一メートルの石垣上に殿館址が遺存し、この地区からは室町時代の瓦や礎石や鏡などが出土している。したがって、殿館を中心として土塁と堀をめぐらしたものが、当時の城砦の実態であったことを推定することができるのである。

このことは塚口城址でもいえることである。二町四方の城砦で、塚口御坊を中心にした総村囲いの形式をとり、まわりに脚幅五間、高さ二間半の土塁をめぐらし、その外側に幅三間の堀を配し、村への入口は四か所の門で囲っていたらしく、門跡も遺存している。いわば環濠集落の形に土塁をめぐらした状況を呈している。

したがって、鷹尾城の場合も、殿舎的なものはあったと考えられるが、砦としての色彩の強いものであり、犬山城（愛知県）のような形式の城郭とは趣を異にしたものであったと考えられている。

なお、鷹尾城関係の伝世遺品の中に、瓦林政頼所蔵の「狂歌釜」というものがあって、鉄釜の胴部に狂歌を陽鑄した形式の茶釜である（久保勇所蔵）。箱書によると、鷹尾城主瓦林政頼の茶室と考えられる「十楽亭」の什器であったことが記されている。十楽亭がどこにあったかも不明であるが、ここに付記しておく。

石祠（石がん） 津知町四〇の日吉神社境内にある。総高五八センチ、屋根高二〇センチ、幅五一センチをはかる花崗岩製の石祠で、屋根に「永正十七年辰正月」の銘文がみられる。永正十七年（一五二〇）の正月とい

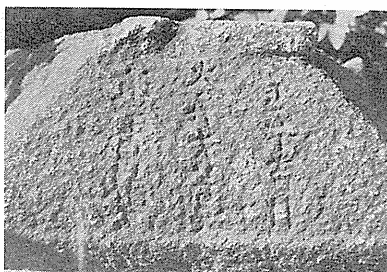


図154 津知町日吉神社石祠と屋根にある銘

えば、瓦林政頼が越水城にあり、細川澄元が神呪寺に本陣を置いて超水城を包囲し、一方細川高国は池田城を本営として兵を武庫川に進め、日々合戦をくりかえしていた最中である(第四節足輕合戦参照)。したがって、あるいは澄元方の武将のだれかによって建立されたものかもしれない。屋根部の銘文は風化がひどく年号しか判読できない。銘文の解読ができれば、造建者の名やその性格が知られるであろうと思われるが、まことに遺憾である。芦屋市内に遺存する最古の金石文である。

一石五輪塔

津知町一〇の武智邸内に親子地藏と並んで、「受幼童子文祿二年」(二五九三)銘の一石五輪塔がある。芦屋市内には、中世末から近世初頭にかけて造立されたものと様式上がら判定できる一石五輪塔が、一七五基遺存しているが、銘文をもつものはこれが現在唯一の例である。近辺の尼崎市などでは、鎌倉時代以後、室町時代末までの金石文だけで三〇〇余を数え、無銘の中世石造美術品となると無数の状況であるのと比較すると、いちじるしい相違があるわけである。



図155

一石五輪塔(津知町) 在銘

有銘石材

打出翠ヶ丘町四五には、「大正十七年九月〇日」（一五八九）の銘をもつ石材加工品が遺存してい

る。豊臣秀吉の時代に芦屋から石材の切出しがおこなわれていたことは、たとえば天正十

一年（一五八三）八月二十九日付の豊臣秀吉禁制（吉井良尚所藏）などからも知られているが、この

石材なども関係があるかもしれない。秀吉は大正十二年には尼崎・西宮での石材の採取を

加藤嘉明に命じているし、京都の加茂川橋脚として使われていた石材には、「天正十七年津

国御影」の銘文をもったものが遺存しており、芦屋から

の石材切出しも同じころにあつたらしいことがわかる。

板碑

板碑はばんび阪神間を中心とした摂津の地域で、

室町時代に顕著にみられる供養碑の一形式であるが、

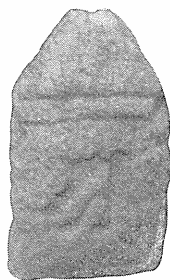


図157 板碑（東芦屋町）

芦屋市内にも東芦屋町二三に一基（梵字バク）と南宮町親王寺内に一基が遺存している。

石造定印阿弥陀像

基遺存している。

この形式の石仏は中世末に多いが、芦屋市内にも中世末から近世にかけてのものが九二

なお、東芦屋町二五の芦屋神社境内には猿丸太夫の墓と称されている宝塔が一基遺存しているが、これは南北

朝時代に比定されているものである（第三章第四節参照）。また、滴翠美術館や黒川古文化研究所には石造美術品の逸品が保

存されているなど、市内の邸宅には他からの招来品ではあるが逸品の数々が保存されている。